

◇資料編

■倉敷市の概況

(1) 自然的条件

1) 位置

本市は、岡山県南部の岡山平野ほぼ中央に位置し、北は比較的なだらかな吉備高原、市街地が形成される高梁川下流から河口にかけての中南部は平野や干拓地、かつての島々で形成され、南は瀬戸内海に面しています。

市域は東西約26km、南北約28km、総面積355.63km²です。

古くは瀬戸内海に開く海運都市とその周辺の農業・水産業・繊維産業で栄え、現在は、水島臨港工業地帯を有する重化学工業都市として、また、伝統的建造物群等を有する文化観光都市として歩んでいます。

■位置等

経緯度		距離	市役所の位置
東端 (児島唐琴町)	東経 133° 52' 55" 北緯 34° 27' 36"	東西 約26km 南北 約28km	東経 133° 46' 19" 北緯 34° 35' 06"
西端 (玉島黒崎)	東経 133° 36' 09" 北緯 34° 30' 10"	面積 355.63 km ² (2013.10.1現在)	
南端 (下津井)	東経 133° 49' 53" 北緯 34° 25' 03"		
北端 (矢部)	東経 133° 49' 29" 北緯 34° 40' 10"		

資料: H26倉敷市統計書

2) 地形等

本市は、大平山山系、種松山山系、鴨が辻山山系など標高400m以下のなだらかな丘陵地と平野や干拓地、瀬戸内海海域の島しょ部で構成され、この丘陵地と高梁川などの河川により隔てられた倉敷、児島、玉島、水島、真備地域でそれぞれ生活圏が広がっています。

かつて「吉備の穴海」と呼ばれたこの地域は、多数の島々が点在する海域でしたが、高梁川から運ばれた土砂で遠浅の海となり、干拓が行われ、現在の平野部を形成しました。

丘陵地の地質は、主に中生代白亜紀の流紋岩類・花こう岩類、それより時代の古い泥岩・砂岩等からなり、新生代のれき岩等がわずかに分布しています。平野部の北部は、主にれき・砂・泥、南部は干拓地や埋立地となっています。

■主な山

(単位:m)

名称	標高	所在地	名称	標高	
鷲峰山	399.2	真備町妹	種松山	258.4	粒江
高山	384.7	真備町妹	猿掛山	243.0	真備町妹
妹山	315.0	真備町妹	熊山	237.5	木見
弥高山	307.6	玉島陶	松楠山	235.0	福江
奥ヶ峯	300.4	児島由加	新割山	234.4	児島唐琴町
高馬山	297.1	真備町尾崎	正面山	233.0	児島稗田町
鴨ヶ辻山	283.9	福江	蟻蜂山	232.0	林
妙見山	283.2	児島由加	王子ヶ岳	227.8	児島唐琴町
福南山	281.9	福江	仕手倉山	223.8	山地
仙随山	273.4	児島田の口	石鉄山	220.6	児島稗田町
瑜伽山	273.1	児島由加	反古山	210.0	真備町上二万
佐渡山	272.5	児島由加	竜王山	203.4	児島味野

資料: H26倉敷市統計書

3) 気象

本市は瀬戸内海気候に属し、年間を通じて穏やかな晴天が多く、温暖な気候となっています。年平均気温は15.5℃であり、年間平均降水量は比較的少なく1,028.6mmとなっていますが、高梁川による豊富な水資源の恩恵で水不足になることは稀です。

■気象

年次 月	気温 (°C)			降水量 (mm)	平均風速 m/s	日照 時間(h)
	平均	日最高の 平均	日最低の 平均			
2010 (H22)	16.9]	21.4]	12.6]	1057.0]	1.9]	2101.9]
2011 (H23)	15.6	20.2	11.4	1348.5	1.8	2057.0
2012 (H24)	15.4	19.9	11.2	946.0	1.9	2045.0
2013 (H25)	15.7	20.5	11.2	1220.0	1.8	2249.8
2014 (H26)	15.4	20.0	11.1	919.0	1.8	2002.6
年平均	15.5	20.3	11.0	1028.6	1.6	1935.5
月平均						
1月	4.3	9.0	0.1	32.2	1.6	137.7
2月	4.8	9.7	0.3	47.1	1.6	137.5
3月	8.2	13.1	3.2	82.7	1.7	164.2
4月	13.8	19.2	8.4	86.3	1.8	185.0
5月	18.6	23.9	13.5	116.1	1.7	187.4
6月	22.7	27.2	18.7	153.2	1.7	143.5
7月	26.5	30.6	23.1	146.1	1.8	164.9
8月	27.5	31.9	24.0	75.7	1.8	198.5
9月	23.6	28.1	19.7	129.3	1.5	154.8
10月	17.5	22.7	12.8	79.6	1.3	169.4
11月	11.7	16.9	6.9	50.8	1.3	150.0
12月	6.6	11.7	2.1	30.5	1.4	147.1

注) 平均の統計期間: 1981年(S56)~2010年(H22)

ただし、日照時間のみ1988年(S63)~2010年(H22)

注) 表中の記号「]」は資料不足値

資料: 気象庁
(倉敷地域気象観測所)

4) 水系等

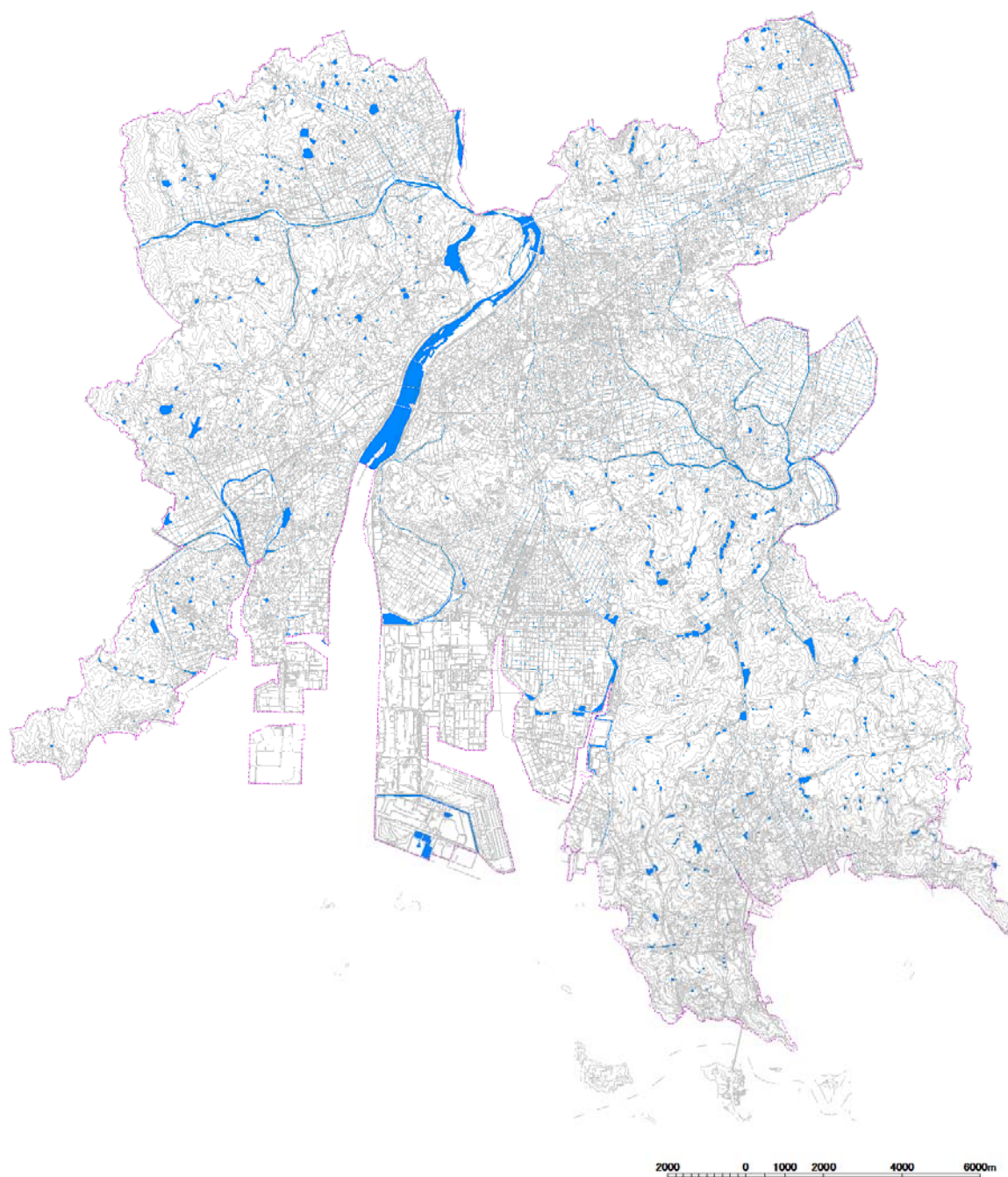
本市には、高梁川水系である一級河川が6本、倉敷川水系をはじめとする二級河川が14本流れています。また、平野部を流れる小河川や用水路、ため池により、水辺に恵まれた地域となっています。

■主な水系

区分	数	備考
一級河川	6	高梁川ほか
二級河川	14	倉敷川ほか
ため池	62	30,000m ³ 以上

資料：H26倉敷市統計書

南側の瀬戸内海には、六口島と松島の有人島とその他の無人島が点在し、これらを含む海域全体及び鷺羽山など一部の陸域が瀬戸内海国立公園に指定されています。この瀬戸内海国立公園は、昭和9年に雲仙や霧島とともに我が国で最初に指定された国立公園であり、最大の特色は大小1000あまりに及び島々で形成された多島美景観です。



5) 自然特性

▽野生動植物

豊かな自然を有する本市には様々な野生動植物が生息・生育しており、その中には「種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）」「環境省レッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」「岡山県版レッドデータブック 2009」等で指定された希少種（絶滅のおそれのある生き物）も数多く含まれます。

岡山県内で唯一の自生地があるミズアオイ、山陽地域の一部のみで生息し、種の保存法でも指定されているスイゲンゼニタナゴなど、倉敷市（非公開含む）では 637 種が「岡山県版レッドデータブック 2009」に指定されています。

また、「阿知の藤」「影向の松」など 6 件が県又は市の天然記念物に指定されています。

■レッドデータブック選定結果

分類群	カテゴリー							計	
	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類	準絶滅 危惧	情報不足	留意		
動物	哺乳類	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	0	7	5	2	4	0	21
		3	0	7	5	2	4	0	21
	鳥類	0	0	6	14	16	12	8	56
		0	0	3	7	1	0	0	11
		0	0	16	22	18	23	9	88
	爬虫類	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	4	0	2	0	6
		0	0	0	4	0	2	0	6
	両生類	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	4	3	4	0	3	14
		0	0	4	3	4	0	3	14
	汽水・ 淡水魚類	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	7	14	14	5	3	43
		0	0	7	14	14	5	3	43
	昆虫類	2	0	6	5	24	6	18	61
		0	0	2	1	3	1	1	8
		6	0	17	20	49	32	48	172
	昆虫類以外の 無脊椎動物	0	0	0	0	0	2	1	3
		14	0	28	37	86	87	18	270
14		0	28	37	89	90	44	302	
植物	維管束植物	3	0	23	34	63	2	5	130
		0	0	3	0	1	4	0	8
		9	3	137	151	189	19	48	556
	コケ植物	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	3	0	3	0	0	6
		2	0	15	6	9	2	14	48
倉敷市 計		5	0	35	53	103	22	32	250
非公開 計		17	0	57	71	114	103	25	387
岡山県 計		34	3	231	262	374	177	169	1250

※上段：倉敷市 中段：非公開 下段：岡山県

資料：岡山県版レッドデータブック岡山2009

※非公開：県内に生息するが、極めて少なく、市町村の特定だけでも生息地が限定され、採集のおそれが

高い、あるいは、十分な情報が得られていないとして、生息地情報が非公開とされている種

■天然記念物(植物)の指定

番号	名称	文化財		指定年月日	備考
		指定	種別		
1	阿知の藤	県	天然記念物	S31.4.1	阿智神社
2	影向の松	市	天然記念物	S40.3.25	不洗観音寺
3	荒神の楠	市	天然記念物	S46.4.16	荒神社
4	雨傘の松	市	天然記念物	S46.4.16	本性院
5	鳳凰の松	市	天然記念物	S63.4.15	法厳寺
6	祝神社のクスノキ	市	天然記念物	H18.7.28	祝神社

H27.3.31現在

▽指定樹木

本市では、67本の巨樹・老樹が指定されています。

■倉敷の巨樹・老樹

単位:本

樹種	総数	倉敷地区	水島地区	児島地区	玉島地区	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区
クスノキ	35	17	5	6	4	1	1	-	1
イチヨウ	6	5	-	1	-	-	-	-	-
ムクノキ	6	1	-	3	1	-	-	-	1
エノキ	5	3	1	1	-	-	-	-	-
クロガネモチ	2	1	1	-	-	-	-	-	-
ケヤキ	2	2	-	-	-	-	-	-	-
アラカシ	1	1	-	-	-	-	-	-	-
ウバメカシ	1	1	-	-	-	-	-	-	-
クロマツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スギ	1	-	-	1	-	-	-	-	-
ハゼノキ	1	-	-	-	1	-	-	-	-
モミ	1	-	-	1	-	-	-	-	-
ラクウショウ	1	-	1	-	-	-	-	-	-
メタセコイア	1	1	-	-	-	-	-	-	-
センダン	2	1	-	-	-	-	-	1	-
ヒマラヤスギ	1	1	-	-	-	-	-	-	-
カイヅカイブキ	1	-	-	1	-	-	-	-	-
合計	67	34	8	14	6	1	1	1	2

注)平成26年11月1日現在、認定の巨樹

資料: H26倉敷市統計書

▽植生自然度

本市の植生自然度をみると、平野部以外では、その多くが「二次林」で占められています。しかし、高梁川及び小田川河川敷では自然度の高い「自然草原」がみられ、「自然林」も市内に散在していることが見受けられます。

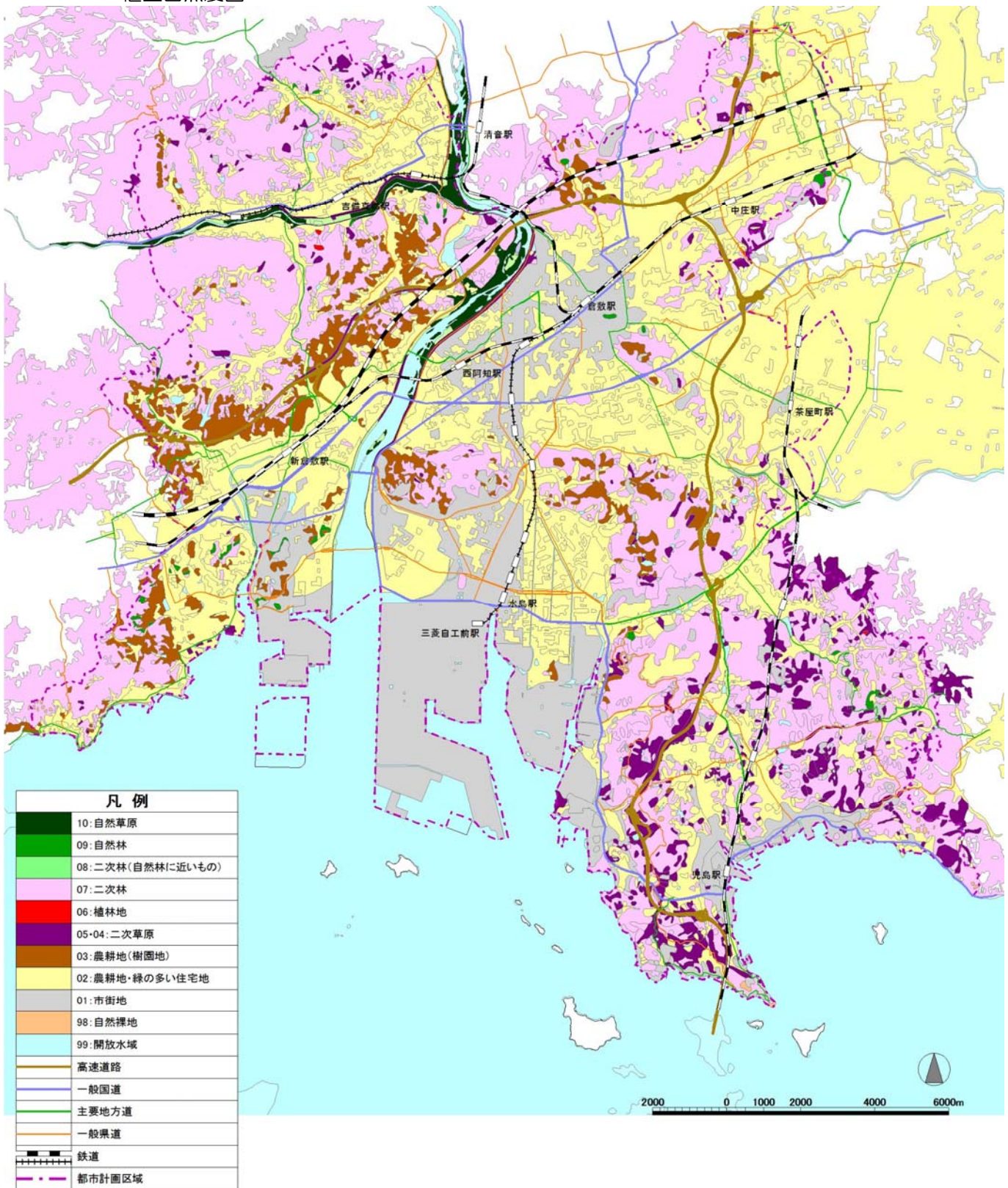
なお、「自然度」とは、「土地に加えられた人為の影響の度合い」のことであり、次の10ランクで区分されています。

■植生自然度区分基準

植生自然度	区分	内容
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	二次林(自然林に近いもの)	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であって、特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	二次草原	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4		シバ群落等の背丈の低い草原
3	農耕地(樹園地)	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	農耕地(田畑)・緑の多い住宅地	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

資料: 自然環境保全基礎調査(第2~5回重ね合わせ)

■植生自然度図



▽指定等文化財

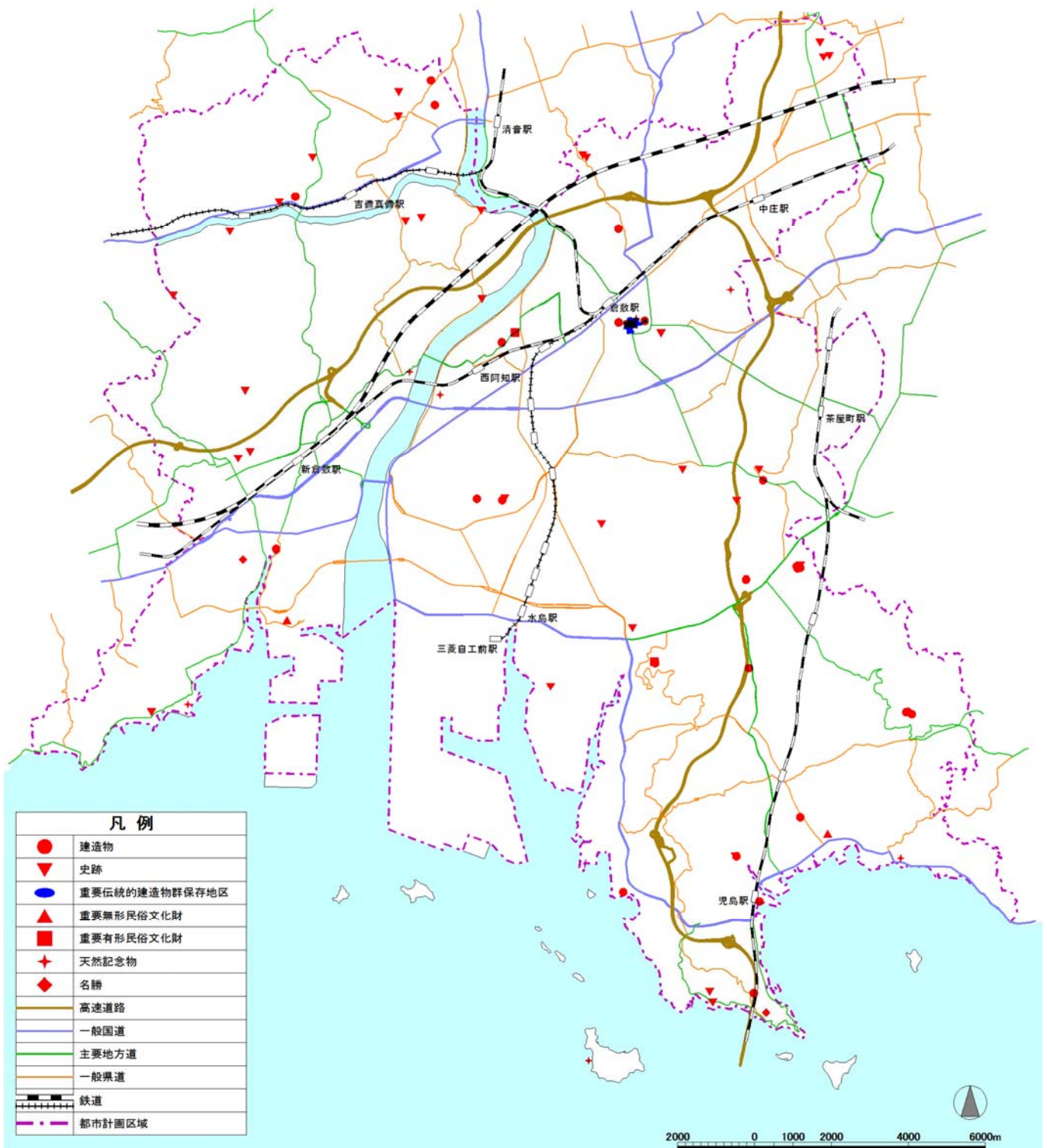
本市では、史跡 31 件、名勝 2 件、天然記念物 7 件を含む文化財が 167 件指定等されています。

■指定等文化財

区分	文化財の種類		国	県	市	計
指定	有形文化財	建造物	9	12	7	28
		美術工芸品	絵画	8(2)	1	7
	彫刻		3	4	5	12
	工芸品		2(1)	12	12	26(1)
	書跡・典籍		0	0	2	2
	古文書		0	0	2	2
	考古資料		5	0	8	13
	歴史資料		0	1	3	4
	記念物	史跡	2	8	21	31
		名勝	1	1	0	2
		天然記念物	1	1	5	7
	無形文化財		0	2	0	2
	民俗文化財	有形民俗文化財	0	0	3	3
無形民俗文化財		0	1	1	2	
選定	伝統的建造物群保存地区	1	/	/	1	
	選定保存技術	0	0	0	0	
登録	登録有形文化財	16	/	/	16	
	計	48(3)	43	76	167(3)	

※()内は国宝の件数。ただし内数。

H27.4.1現在



6) 農林業

▽農家数

本市の農家数をみると、市域及び地区別ともに減少しています。

■農家数 単位:戸

区 分	平成12年	平成17年		平成22年			
	総農家数	総農家数	自給的農家数	販売農家数	総農家数	自給的農家数	販売農家数
総数	(9,597)	(8,785)	(4,142)	(4,643)	7,907	3,998	3,909
倉敷地区	2,882	2,565	1,053	1,512	2,251	1,000	1,251
水島地区	1,340	1,250	644	606	1,158	635	523
児島地区	594	552	422	130	501	391	110
玉島地区	2,079	1,901	1,139	762	1,744	1,109	635
庄地区	563	494	150	344	430	150	280
茶屋町地区	286	249	44	205	216	55	161
船穂地区	(534)	(477)	(241)	(236)	432	224	208
真備地区	(1,319)	(1,297)	(449)	(848)	1,175	434	741

※各年2月1日現在

資料: H26倉敷市統計書

※()内の数値は、合併前の船穂町、真備町の数値を含む

▽農地転用

本市の農地転用状況をみると、年間 1,000 件超 (1,000 a 前後) で推移しており、特に倉敷地区における農地転用が多くなっています。

また、転用用途をみると、住宅用地への転用が多く、次いで道路水路等用地又は商業用地となっています。

■農地転用状況

単位:件、a

区 分	総 数		住 宅 用 地		鉱 工 業 用 地		学校・公園運 動場用地		道路水路 等用地		商 業 用 地		その他の建物 施設用地	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成23年	1,217	5,163	764	3,074	5	48	2	429	139	170	74	519	233	923
24	1,261	5,850	827	3,673	5	56	2	25	128	165	52	501	247	1,430
25	1,550	5,769	996	3,398	10	44	7	113	94	85	108	675	335	1,454
倉 敷	771	2,607	493	1,426	10	44	-	-	56	52	69	488	143	597
水 島	230	1,212	163	889	-	-	-	-	6	1	19	89	42	233
児 島	102	304	53	133	-	-	-	-	2	1	6	25	41	145
玉 島	203	787	115	488	-	-	-	-	12	9	10	36	66	254
庄	75	288	51	121	-	-	7	113	9	10	3	32	5	12
茶屋町	66	134	51	107	-	-	-	-	9	12	-	-	6	15
船 穂	32	134	23	76	-	-	-	-	-	-	1	5	8	53
真 備	71	303	47	158	-	-	-	-	-	-	-	-	24	145

資料: H26倉敷市統計書

▽市民農園

本市には、24 箇所の市民農園が設置されています。

■市民農園

単位:m²

農園名	区画数	総面積	農園名	区画数	総面積	農園名	区画数	総面積
大内	32	1,161	中帯江	26	953	西富井第1	23	8.69
祐安	20	1,046	連島	27	988	西富井第2	23	2,220
浜町第3	24	1,190	中島	44	1,671	吉岡	31	911
浜町第4	39	1,554	水江	41	1,472	昭和	28	1,097
浜町第5	19	828	八島	32	1,325	福島第2	23	1,357
古新田第1	37	1,477	岡田	44	1,387	中庄第1・第2・第3	47	3,013.8
古新田第2	29	966	浜町	34	1,147			
勇崎	50	1,911	八軒屋	36	1,154			
上東	35	1,148	鶴新田	21	936			

H27.3.31時点

▽山林

本市の山林面積をみると、国有林 85ha、民有林 9,950ha であり、うち保安林が 2,878ha となっています。

■山林

単位:ha

	総数	国有林	民有林	保安林
平成24年	10,036	85	9,951	2,854
平成25年	10,035	85	9,950	2,856
平成26年	10,035	85	9,950	2,878

資料:H26倉敷市統計書

(2) 社会的条件

1) 市域変遷及び地域区分

①市域の変遷

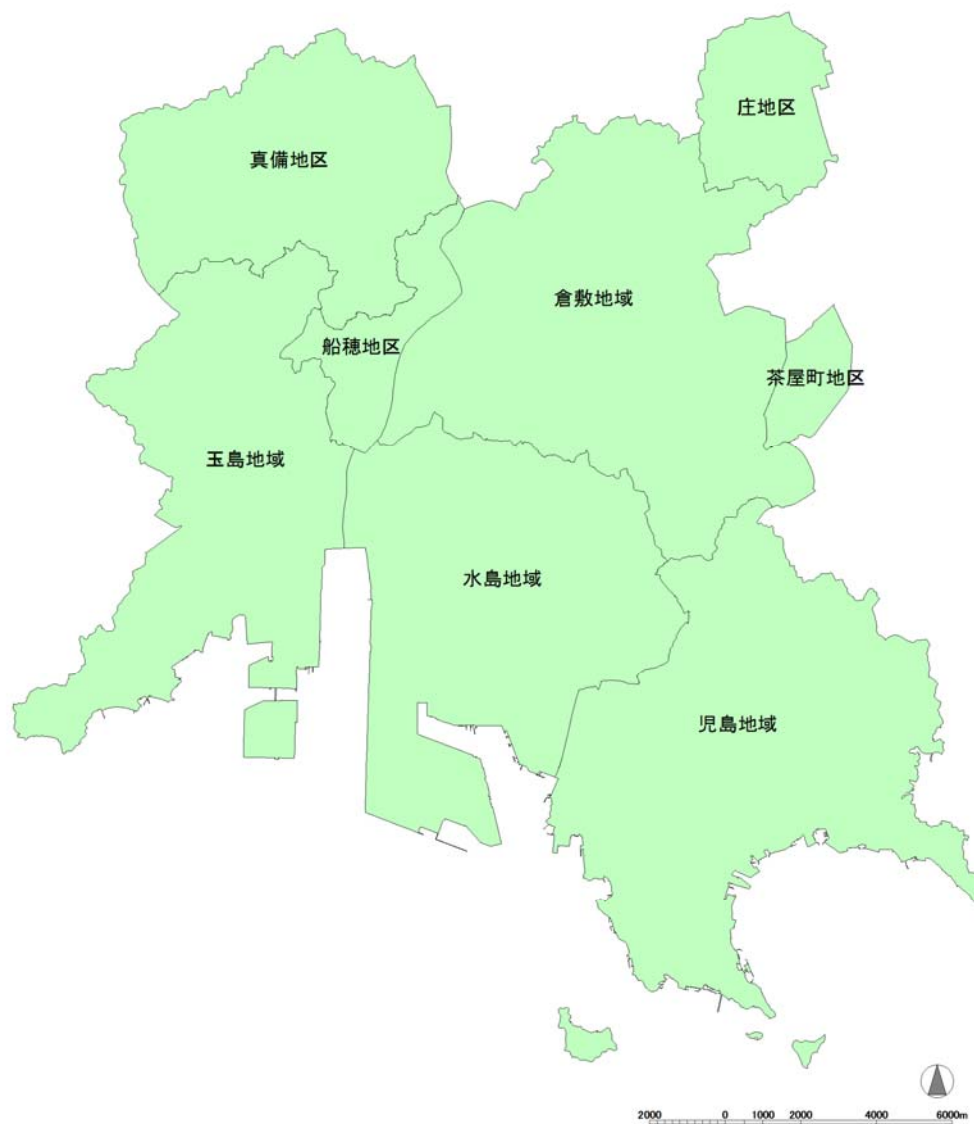
本市は、昭和及び平成の合併を経て、現在の倉敷市が構成されています。

年月日	変遷
S42.2.1	倉敷市、児島市、玉島市合体合併し新市名「倉敷市」とする。
S46.3.8	都窪郡庄村を編入。
S47.5.1	都窪郡茶屋町を編入。
H17.8.1	浅口郡船穂町、吉備郡真備町を編入。

資料：H26倉敷市統計書

②地域区分

歴史的な沿革、地理的条件及び地域の生活圏などを考慮し、倉敷市都市マスタープランと同様に、倉敷、児島、玉島、水島の4地域、及び庄、茶屋町、船穂、真備の4地区に区分し、各地域・地区の特性に応じた緑のまちづくりを推進していきます。



2) 人口

①人口・世帯数

◇総人口・世帯数

平成 22 年の総人口は 475,513 人、世帯数は 183,303 世帯とともに増加傾向にあります。しかし、1 世帯当たりの世帯人員は 2.6 人/世帯と減少傾向にあり、核家族化の進行が伺えます。

区域別にみても、都市計画区域及び市街化区域、D I D 区域（人口集中地区）全てで増加傾向にあります。

就業者数をみると、第 1 次産業及び第 2 次産業で減少し、第 3 次産業が増加しています。なかでも、第 2 次産業では、昭和 60 年からの 25 年間で 26,195 人減少しています。また、本市の緑の根幹となる山々の緑や農地などを支える第 1 次産業の就業者数は平成 22 年時点で 4,490 人となっており、昭和 60 年から比べると 6,330 人減少しています。

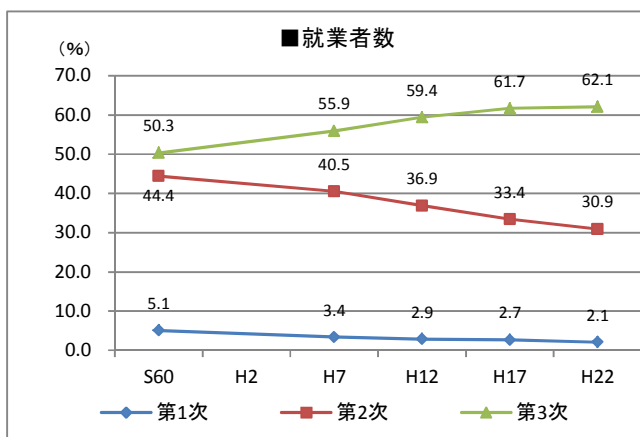
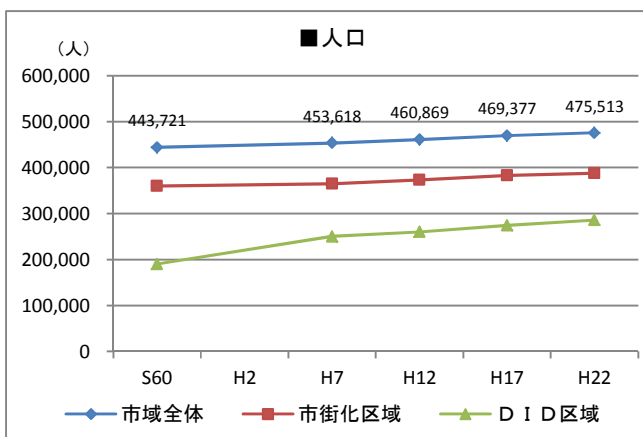
■人口

区分		1985年 (S60)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	H12-17 増減	2005年 (H17)	H17-22 増減	2010年 (H22)	S60-H22 増減	参考 H26.12.31
人口 区域	行政区域	443,721	453,618	460,869	8,508	469,377	6,136	475,513	31,792	483,722
	都市計画区域	443,661	453,585	460,849	8,511	469,360	6,140	475,500	31,839	
	市街化区域	359,959	364,876	373,098	9,803	382,901	4,835	387,736	27,777	
	DID区域	190,372	250,705	260,313	14,149	274,462	11,685	286,147	95,775	
世帯	総数(戸)	133,301	150,349	161,542	12,342	173,884	9,419	183,303	50,002	202,105
	平均人員(人)	3.3	3.0	2.9	-0.2	2.7	-0.1	2.6	-0.7	2.4
就業者数	総数(人)	210,767	232,687	226,858	-3,954	222,904	-4,328	218,576	7,809	
	第1次	10,820	7,999	6,485	-450	6,035	-1,545	4,490	-6,330	
	第2次	93,657	94,172	83,779	-9,390	74,389	-6,927	67,462	-26,195	
	第3次	106,090	129,968	134,786	2,791	137,577	-1,790	135,787	29,697	

注1) 平成22年までは国勢調査(各年10月1日現在)より

2) 平成26年の人口・世帯数は、倉敷市人口月報より

3) 人口、就業者数において「不詳」「分類不能」は、総数のみに算入



◇年齢3区分別人口

年齢3区分別人口にみると、0～14歳（年少人口）が減少しているのに対し、65歳以上（老年人口）が増加しており、少子・高齢化の傾向が伺えます。

また、平成22年の国勢調査によると、本市の高齢化率は22.3%となっており、岡山県全体より2.6ポイント、市部より2.1%低くなっています。

■年齢3区分

	1985年 (S60)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	H12-17 増減	2005年 (H17)	H17-22 増減	2010年 (H22)	S60-H22 増減	参考 H26.12.31
0～14歳	103,385	75,792	71,839	-1,136	70,703	-1,040	69,663	-33,722	70,324
15～64歳	295,814	315,165	312,911	-7,139	305,772	-13,242	292,530	-3,284	291,505
65歳以上	44,456	61,977	75,600	13,704	89,304	16,711	106,015	61,559	121,893

注1) 平成22年までは国勢調査(各年10月1日現在)より

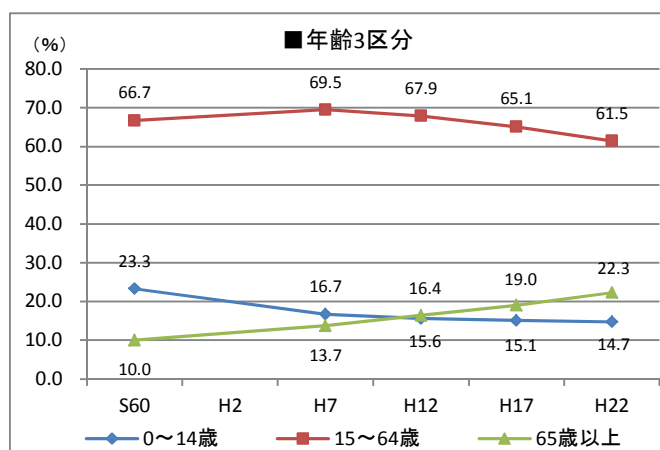
2) 平成26年は、倉敷市人口月報より

■H22年齢別人口(県内市部比較)

	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳～	高齢化率
岡山県	1,945,276	264,853	1,178,493	484,718	24.9
岡山県市部	1,824,384	250,052	1,111,125	446,058	24.4
1 岡山市	709,584	100,175	450,108	151,140	21.3
2 倉敷市	475,513	69,663	292,530	106,015	22.3
3 津山市	106,788	15,146	63,561	27,184	25.5
4 玉野市	64,588	7,264	38,136	19,177	29.7
5 笠岡市	54,225	6,350	31,046	16,818	31.0
6 井原市	43,927	5,429	24,751	13,719	31.2
7 総社市	66,201	9,470	41,014	15,536	23.5
8 高梁市	34,963	3,429	18,935	12,360	35.4
9 新見市	33,870	3,922	18,111	11,837	34.9
10 備前市	37,839	4,314	21,531	11,921	31.5
11 瀬戸内市	37,852	4,766	22,186	10,826	28.6
12 赤磐市	43,458	6,091	25,842	11,489	26.4
13 真庭市	48,964	6,149	26,333	16,428	33.6
14 美作市	30,498	3,514	16,196	10,726	35.2
15 浅口市	36,114	4,370	20,845	10,882	30.1

注) 国勢調査(各年10月1日現在)より

高齢化率=65歳以上人口/総人口



◇地域別人口

地域別人口をみると、倉敷地域、庄・茶屋町地区の人口は増加し、今後も増加していくことが予測されます。

■地域別人口 単位:人、%

	H17	H22	H26	H32	H37	H42	H47
行政区域	475,225	480,353	483,722	485,763	484,226	480,614	476,320
倉敷地域	181,947	189,009	195,488	203,461	208,902	213,813	218,582
児島地域	77,425	74,844	71,866	67,701	63,697	59,474	55,219
玉島地域	64,475	65,619	64,881	63,350	61,566	59,513	57,401
水島地域	91,596	90,022	89,469	89,336	88,469	86,920	84,889
庄地区	14,553	14,778	15,260	15,554	15,768	15,754	15,820
茶屋町地区	14,286	15,624	16,338	17,112	17,842	18,632	19,508
船穂地区	7,514	7,400	7,468	7,196	6,953	6,694	6,419
真備地区	23,429	23,057	22,952	22,053	21,029	19,814	18,482

注1) 平成26年までは住民基本台帳(各年末現在)より

2) 平成32年以降は「倉敷市人口推計業務報告書(H27.3)」より

◇地域別年齢3区分別人口

住民基本台帳による地域別年齢区分別人口をみると、倉敷・水島地域、庄・茶屋町地区の高齢化率が市平均を下回り、その他の地域・地区の高齢化率が市平均を上回っています。

■地域別年齢3区分別人口 単位:人、%

	0～14歳	構成比	15～64歳	構成比	65歳以上	構成比	合計
行政区域	70,324	14.5	291,505	60.3	121,893	25.2	483,722
倉敷地域	30,652	15.7	120,161	61.5	44,675	22.9	195,488
児島地域	8,706	12.1	41,623	57.9	21,537	30.0	71,866
玉島地域	8,909	13.7	37,779	58.2	18,193	28.0	64,881
水島地域	12,786	14.3	55,445	62.0	21,238	23.7	89,469
庄地区	2,229	14.6	9,244	60.6	3,787	24.8	15,260
茶屋町地区	3,024	18.5	10,087	61.7	3,227	19.8	16,338
船穂地区	997	13.4	4,281	57.3	2,190	29.3	7,468
真備地区	3,021	13.2	12,885	56.1	7,046	30.7	22,952

資料: 住民基本台帳(平成26年末)

3) 土地利用

①区域面積

岡山県南広域都市計画区域に属する本市は、昭和45年の都市計画区域、昭和46年の区域区分の指定に始まり、5回の区域区分見直しや用途地域の見直しを経て、現在に至り、市域の99.4%が都市計画区域、33.9%が市街化区域に指定されています。

■区域面積

	面積(ha)	割合(%)
行政区域	35,563.0	100.0
都市計画区域	35,341.0	99.4
市街化区域	12,056.0	33.9
住居系用途	6,247.0	17.6
商業系用途	571.0	1.6
工業系用途	5,238.0	14.7
市街化調整区域	23,285.0	65.5
都市計画区域外	222.0	0.6

H26.12.31現在

②地域地区

本市の地域地区の指定状況をみると、景観地区や風致地区、伝統的建造物群保存地区などが指定されています。

■地域地区

単位:ha

区	分	面積	摘	要
特別用途地区	特別工業地区	266.0	西阿知町周辺	
	大規模集客施設制限地区	2363.0	準工業地域	
高度利用地区		2.8	倉敷駅前地区	容積率 300%以上600%以下 建築面積 250㎡以上
		1.7	阿知3丁目東地区	
			水島	容積率 200%以上500%以下 建築面積 200㎡以上
		1.5 1.0 0.6	容積率(A地区) (B地区) (C地区)	150%以上400%以下 90%以上400%以下 100%以上400%以下
防火・準防火地域	防火地域	220.0		
	準防火地域	334.0		
景観地区		21.0	倉敷市美観地区	
風致地区	風致地区	131.0	酒津風致地区	
臨港地区		2,612.3	水島港 商港区,漁港区,工業港区,修景厚生港区 保安港区	
		3.6	児島港 商港区	
		1.2	下津井港 漁港区	
伝統的建造物群保存地区		15.0	倉敷川畔	

(平成26年12月31日現在)

資料: H26倉敷市統計書

③地区計画

平成26年12月31日現在、8地区に地区計画が指定されています。

■地区計画

単位:ha

名称	面積	摘 要
倉敷市児島味野元浜地区計画	約38	(施設) 道路 (建築物等事項:用途,面積,高さ,意匠,壁面位置等) 商業業務街区 近隣商業業務街区 中高層住宅街区 低層住宅街区
江長地区地区計画	約87.2	(施設) 道路 公園
倉敷駅周辺地区計画	約18.3	(施設) 緑道 人工地盤 (建築物等事項:壁面位置,高さ)
新倉敷駅南地区計画	約49.6	(建築物等事項:用途,面積,高さ,意匠,壁面位置等) 商業・業務街区 沿道利用地区 商業・住宅共存地区 中低層住宅地区 低層住宅地区
中庄団地地区計画	約3.3	(建築物等事項:用途,建ぺい,容積,面積,高さ,意匠等)
船穂地区地区計画	約23.0	(施設) 道路 緑地 水路 その他 (建築物等事項:用途,面積,壁面位置) 工場区域 流通区域
箭田地区地区計画	約1.0	(施設) 道路 (建築物等事項:用途)再開発等促進区
船穂町柳井原地区地区計画	約21.4	(建築物等事項:用途,建ぺい,容積,面積,高さ,意匠等) ハウジングゾーン コミュニティゾーン

(平成26年12月31日現在)

資料: H26倉敷市統計書

④法適用現況

都市計画法による区域区分、用途地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区、景観地区などをはじめとして、各種の法適用区域が指定されています。

■法適用現況

地域・地区	名称	指定年月日		面積 (ha)	指定単位	根拠法
		当初	最終			
都市地域	市街化区域	S46. 9. 7	H26. 3.28	12,056.0	岡山県南広域	都市計画法
	市街化調整区域			23,285.0	都市計画区域	
	用途地域	S37. 4.17	H26. 3.28	12,056.0	〃	〃
	風致地区	S23. 5.15	S45. 6.12	131.0	岡山県	〃
	酒津地区 伝統的建造物群保存地区	S54. 2. 1	H10. 6.10	15.0	倉敷市	〃 (文化財保護法)
倉敷川畔 景観地区	H12. 3.23	—	21.0	〃	〃 (景観法)	
美観地区						
農業地域	農業振興地域	S46.11. 9	H 23.12 (H 2.10.25認可)	19,166.5	倉敷市	農業振興地域の整備 に関する法律
	農用地区域	S49. 7.18	H 23.12 (H 2.10.25認可)	3,599.6	〃	〃
森林地域	国有林	—	—	85.0	—	国有林法
	地域森林計画 対象民有林	S38. 4. 1	S60. 4. 1	9,770.0	吉備地域	森林法
	保安林	M31. 1. 1	—	2,878.0	—	〃
自然公園地域	特別地域 1種 瀬戸内海国立公園	S 9. 3.16	H 1. 7.21	14.0	倉敷市	自然公園法
	特別地域 2種 瀬戸内海国立公園	S 9. 3.16	H 1. 7.21	561.0	〃	〃
	県立自然公園 吉備史跡県立自然公園	S41. 3.25	—	2,524.3	吉備地域	自然公園法 及び 岡山県立自然公園条例
急傾斜地崩壊危険区域	S45.1.20	H 24. 3.27	74.5	岡山県	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律	

H27.3.31現在

⑤土地利用現況

土地利用状況を見ると、市街化区域では自然的土地利用が16.8%であり、都市的土地利用が83.2%と大部分を占めています。一方で、市街化調整区域では自然的土地利用が80.2%とその大部分を占め、都市計画区域全体の自然的土地利用は58.6%となっています。

地域別の自然的土地利用をみると、市街化区域では、玉島地域、茶屋町・船穂・真備地区が高く20%を超え、水島地域が最も低く13.1%となっています。また、都市計画区域でも、水島地域の自然的土地利用は低く、30.8%となっています。

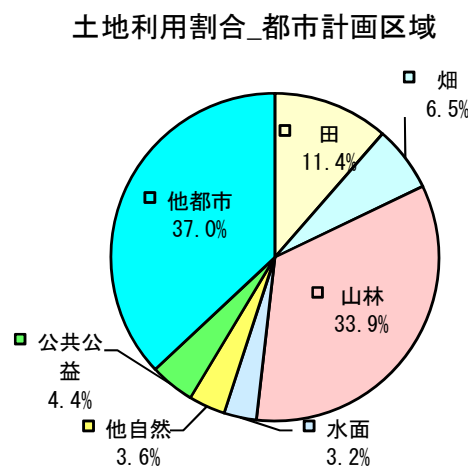
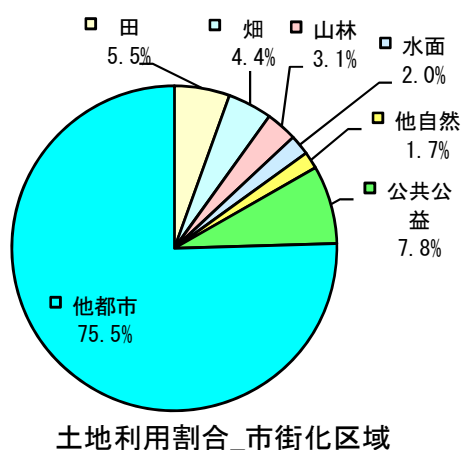
■土地利用割合

区分	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
田	660.5	5.5	3,356.1	14.4	4,016.6	11.4
畑	532.1	4.4	1,765.7	7.6	2,297.8	6.5
山林	371.0	3.1	11,569.1	49.8	11,940.2	33.9
水面	243.5	2.0	877.8	3.8	1,121.3	3.2
他自然	207.9	1.7	1,074.1	4.6	1,282.0	3.6
公共公益	941.6	7.8	619.2	2.7	1,560.8	4.4
他都市	9,058.5	75.4	3,972.9	17.1	13,031.3	37.0
合計	12,015.0	100.0	23,235.0	100.0	35,250.0	100.0
農地計	1,192.6	9.9	5,121.8	22.0	6,314.4	17.9
自然的土地利用計	2,014.9	16.8	18,642.9	80.2	20,657.8	58.6
都市的土地利用計	10,000.1	83.2	4,592.1	19.8	14,592.2	41.4

注) 平成24年度都市計画基礎調査より

他自然: 河原等及び原野等

他都市: 住宅、商業、工業、道路用地など公共公益以外の都市的土地利用



■地域別土地利用割合

区分	倉敷地域		児島地域		玉島地域		水島地域		庄地区		茶屋町地区		船穂地区		真備地区	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
市	213.4	7.4	53.7	2.5	115.6	6.0	195.8	4.5	9.6	7.8	12.4	8.2	26.1	15.8	33.9	13.2
街	123.1	4.3	85.8	4.0	154.0	8.0	128.8	2.9	4.8	3.9	3.2	2.1	15.8	9.6	16.5	6.4
化	52.5	1.8	158.9	7.4	67.9	3.5	88.3	2.0	1.1	0.9	0.0	0.0	0.6	0.3	1.7	0.6
区	49.6	1.7	43.1	2.0	30.8	1.6	108.3	2.5	3.0	2.4	4.7	3.1	1.1	0.7	2.8	1.1
域	24.0	0.8	68.8	3.2	46.6	2.4	53.1	1.2	0.8	0.6	0.3	0.2	12.2	7.4	2.0	0.8
	240.4	8.4	169.6	7.9	174.7	9.1	302.3	6.9	24.1	19.7	8.7	5.8	8.2	4.9	13.7	5.3
	2,173.6	75.6	1,572.1	73.1	1,331.3	69.3	3,492.2	79.9	79.1	64.6	121.0	80.5	101.8	61.4	187.3	72.6
合計	2,876.6	100.0	2,152.0	100.0	1,920.9	100.0	4,368.9	100.0	122.5	100.0	150.3	100.0	165.9	100.0	257.9	100.0
農地計	336.5	11.7	139.5	6.5	269.6	14.0	324.6	7.4	14.4	11.7	15.6	10.3	42.0	25.3	50.5	19.6
土地利用計	462.6	16.1	410.4	19.1	414.9	21.6	574.4	13.1	19.3	15.7	20.6	13.7	55.9	33.7	56.9	22.1
都市土地利用計	2,414.0	83.9	1,741.6	80.9	1,506.0	78.4	3,794.5	86.9	103.2	84.3	129.7	86.3	110.0	66.3	201.0	77.9
田	1,340.7	47.3	196.7	9.1	579.2	30.1	343.3	7.8	356.6	25.4	248.4	16.3	123.8	76.5	827.9	31.2
畑	352.4	12.3	216.5	10.0	823.8	42.8	289.3	6.6	62.8	4.5	10.8	7.1	211.7	13.2	330.6	12.5
山林	1,681.4	58.5	4,569.2	212.4	1,849.7	96.3	1,022.7	23.4	392.2	27.9	0.0	0.0	236.1	14.7	2,188.9	77.8
水面	369.5	12.8	131.0	6.1	128.8	6.7	147.0	3.3	44.2	3.1	23.9	1.6	121.6	7.4	155.2	5.5
他自然	305.2	10.6	211.1	9.8	223.5	11.6	92.0	2.1	67.9	4.8	7.0	4.9	113.1	6.9	262.3	9.4
公共公益	429.3	14.9	272.2	12.6	268.6	14.0	381.8	8.7	72.2	5.1	16.2	11.1	25.9	1.6	94.6	3.3
他都市	3,281.8	114.3	2,191.2	101.8	2,081.9	108.4	3,880.0	88.8	408.3	29.1	230.9	16.6	278.7	17.1	678.6	23.9
合計	7,760.4	100.0	7,787.9	100.0	5,955.5	100.0	6,156.1	100.0	1,404.2	100.0	537.1	100.0	1,110.8	100.0	4,538.0	100.0
農地計	1,693.2	21.8	413.2	5.3	1,403.0	23.6	632.6	10.3	419.3	29.9	259.2	48.3	335.5	30.2	1,158.5	25.5
土地利用計	4,049.3	52.2	5,324.5	68.4	3,605.0	60.5	1,894.3	30.8	923.7	65.8	290.0	54.0	806.3	72.6	3,764.8	83.0
都市土地利用計	3,711.1	47.8	2,463.4	31.6	2,350.5	39.5	4,261.9	69.2	480.5	34.2	247.0	46.0	304.6	27.4	773.2	17.0

注)平成24年度都市計画基礎調査より

他自然:河原等及び原野等

他都市:住宅、商業、工業、道路用地など公共公益以外の都市的土地利用

⑥開発許可状況

本市の開発許可の状況(1,000㎡以上)をみると、市街化区域で年間60~120件(15~29ha程度)で推移しています。

また、市街化調整区域では、法第34条第11号(通称50戸連担)による開発が年間300件を超え、近年は増加傾向にあることが伺えます。

■開発許可状況(市街化区域)

	H19	H20	H21	H22	H23
住宅	242,555.0 ㎡ 102 件	165,356.0 ㎡ 77 件	104,852.0 ㎡ 57 件	127,496.0 ㎡ 56 件	187,126.0 ㎡ 79 件
商業	27,796.0 ㎡ 8 件	34,269.0 ㎡ 9 件	23,552.0 ㎡ 8 件	12,582.0 ㎡ 4 件	21,631.0 ㎡ 10 件
工業	3,062.0 ㎡ 1 件	2,644.0 ㎡ 1 件	2,572.0 ㎡ 1 件	2,413.0 ㎡ 1 件	8,187.0 ㎡ 3 件
農林漁業	0.0 ㎡ 0 件	0.0 ㎡ 0 件	0.0 ㎡ 0 件	0.0 ㎡ 0 件	0.0 ㎡ 0 件
その他	13,203.0 ㎡ 4 件	10,193.0 ㎡ 3 件	23,317.0 ㎡ 4 件	8,835.0 ㎡ 4 件	22,548.0 ㎡ 11 件
合計	286,616.0 ㎡ 115 件	212,462.0 ㎡ 90 件	154,293.0 ㎡ 70 件	151,326.0 ㎡ 65 件	239,492.0 ㎡ 103 件

※対象は1,000㎡以上のもの

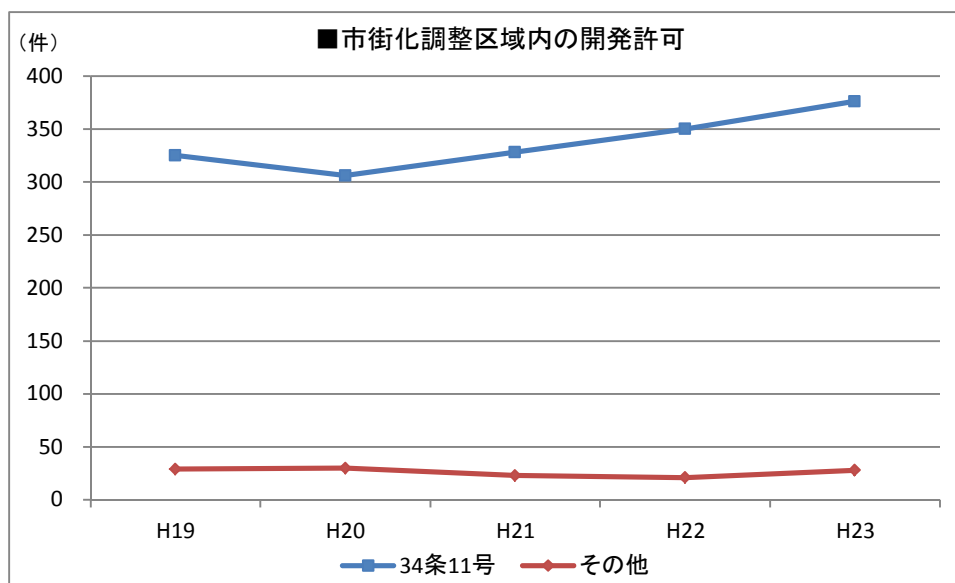
資料:平成24年度都市計画基礎調査

■市街化調整区域における開発許可

		H19	H20	H21	H22	H23
都計法第34条 第11号	件数(件)	325	306	328	350	376
	面積(ha)	10.7	10.4	10.7	10.9	11.4
都計法第34条 その他	件数(件)	29	30	23	21	28
	面積(ha)	3.4	2.2	3.0	2.5	4.8
合 計	件数(件)	354	336	351	371	404
	面積(ha)	14.1	12.6	13.7	13.4	16.2

※第11号は50戸連担による開発許可

資料:平成24年度都市計画基礎調査



⑦建築確認申請状況

本市の建築確認申請の状況を見ると、年間約 3,000 件で推移しており、地域別で見ると、倉敷地域が最も多くなっています。

■建築確認申請状況

単位: 件、㎡

区分	総数		倉敷		水島		児島	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成23年	2,946	929,963	1,396	546,553	474	136,926	295	47,060
24	2,983	629,603	1,294	299,787	568	98,623	317	58,691
25	3,284	635,290	1,456	295,871	664	119,515	313	47,168

区分	玉島		庄		茶屋町		船穂	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成23年	376	107,671	92	13,025	124	20,609	58	12,435
24	368	93,099	128	25,283	110	21,597	66	8,319
25	422	101,856	124	23,794	108	14,230	67	9,914

区分	真備	
	件数	面積
平成23年	131	45,684
24	132	24,205
25	130	22,942

資料: H26倉敷市統計書

4) その他

①観光

主要観光地別観光客数を見ると、年間 550~650 万人程度で推移しており、特に倉敷美観地区への観光客数が多くなっています。

■観光客数

単位: 千人

区分	総数	倉敷美観地区	鷲羽山	王子が岳	円通寺	由加山	その他倉敷市内
平成21年	5,551	3,147	1,485	406	51	269	193
22	6,390	3,506	1,735	380	71	334	364
23	5,546	3,230	1,362	398	37	280	239
24	6,244	3,440	1,759	419	56	331	239
25	6,328	3,408	1,818	430	81	379	212

注) 岡山県観光客動態調査による

資料: H26倉敷市統計書

(3) 緑地・緑化現況

1) 緑地

① 緑被現況

平成 26 年の緑被率は 47.9%であり、平成 18 年から 1.6% (517ha) 減少しています。

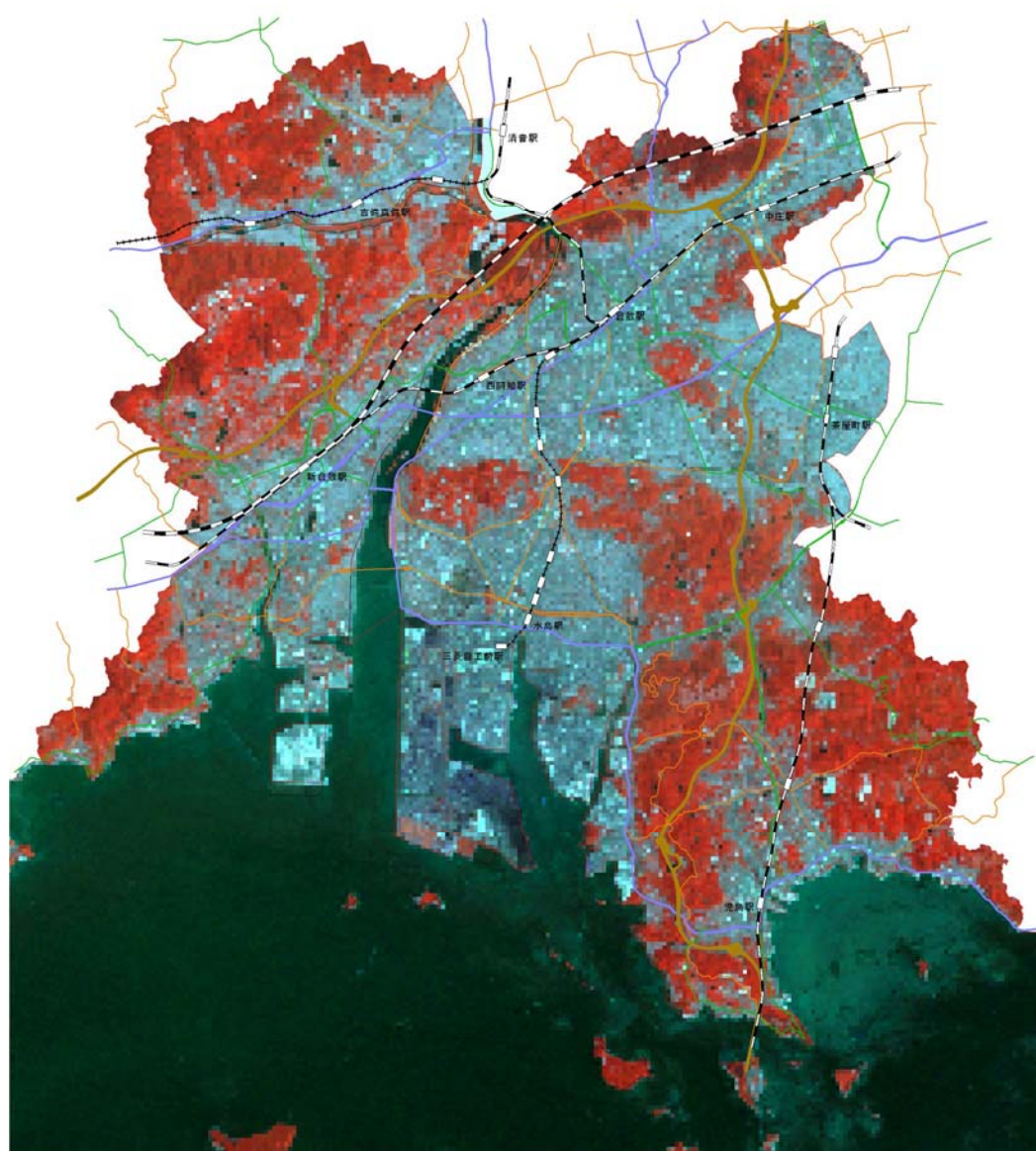
また、衛星写真 (2005 年 5 月) をもとにした本市の緑の分布状況 (下図赤色部分) をみると、丘陵地を中心に緑が広がっていることが伺えます。

■ 緑被現況

単位: ha・%

区分	H18		H19 面積	H20 面積	H21 面積	H22 面積	H23 面積	H24 面積	H25 面積	H26		H18~26 増減
	面積	緑被率								面積	緑被率	
農地	7,374		7,279	7,211	7,132	7,085	7,046	6,991	6,934	6,876		-498
山林	10,054		10,053	10,053	10,049	10,045	10,045	10,036	10,035	10,035		-19
緑被 合計	17,428	49.5	17,332	17,264	17,181	17,130	17,091	17,027	16,969	16,911	47.9	-517
都市計画区域	35,207									35,341		

資料: 倉敷市統計書



②緑地現況

本市の緑地現況をみると、都市公園及び公共施設緑地、民間施設緑地、地域制緑地の保全・整備により、市街化区域では7.2%、都市計画区域では17.2%となっています。

■緑地現況量

区分	市街化区域		市域全体	
	面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)
施設緑地				
都市公園	232.34	1.9	390.55	1.1
公共施設緑地	170.43	1.4	333.54	0.9
民間施設緑地	57.95	0.5	149.65	0.4
施設緑地 計	460.72	3.8	873.74	2.5
地域制緑地				
法による地域				
特別緑地保全地区	-	-	-	-
緑地保全地域	-	-	-	-
風致地区	34.00	0.3	131.00	0.4
その他法によるもの	156.78	1.3	5,116.06	14.5
条例等によるもの	241.99	2.0	689.60	2.0
地域制緑地 計	432.77	3.6	5,936.66	16.8
緑地 合計	893.49	7.4	6,810.40	19.3
重複面積	22.95	-	738.31	-
重複を除く緑地 合計	870.54	7.2	6,072.09	17.2
区域面積	12,056 ha		35,341 ha	

H27.3.31現在

また、市街化区域及び隣接する緑地は5,663.07haであり、緑地率は32.2%となっています。

■緑地現況量02(市街化区域に隣接する緑地を含む)

区分	市街化区域		隣接	市街化区域 及び隣接	
	面積 (ha)	緑地率 (%)		面積 (ha)	緑地率 (%)
施設緑地					
都市公園	232.34	1.9	-	232.34	1.3
公共施設緑地	170.43	1.4	-	170.43	1.0
民間施設緑地	57.95	0.5	-	57.95	0.3
施設緑地 計	460.72	3.8	-	460.72	2.6
地域制緑地					
法による地域					
特別緑地保全地区	-	-	-	-	-
緑地保全地域	-	-	-	-	-
風致地区	34.00	0.3	97.00	131.00	0.7
その他法によるもの	156.78	1.3	4,959.28	5,116.06	29.1
条例等によるもの	241.99	2.0	447.61	689.60	3.9
地域制緑地 計	432.77	3.6	5,503.89	5,936.66	33.8
緑地 合計	893.49	7.4	5,503.89	6,397.38	36.4
重複面積	22.95	-	711.36	734.31	-
重複を除く緑地 合計	870.54	7.2	4,792.53	5,663.07	32.2
区域面積	12,056 ha		5,504	17,560 ha	

H27.3.31現在

◇都市公園

都市公園は759箇所が整備され、市民一人当たりの面積は8.07㎡/人となっています。

また、市街化区域では571箇所が整備され、市民一人当たりの面積は5.90㎡/人となっています。

■都市公園現況

区分	市域全体			市街化区域			市街化調整区域		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (㎡/人)
住区基幹公園	715	139.37	2.88	556	92.35	2.34	159	47.02	5.28
街区公園	695	89.10	1.84	542	61.69	1.56	153	27.41	3.08
近隣公園	16	28.28	0.58	12	20.03	0.51	4	8.25	0.93
地区公園	4	21.99	0.45	2	10.63	0.27	2	11.36	1.28
都市基幹公園	8	120.65	2.49	4	60.73	1.54	4	59.92	6.73
総合公園	4	55.52	1.15	1	15.00	0.38	3	40.52	4.55
運動公園	4	65.13	1.35	3	45.73	1.16	1	19.40	2.18
特殊公園	6	14.50	0.30	1	4.70	0.12	5	9.80	1.10
緑地等	28	115.90	2.40	8	74.43	1.89	20	41.47	4.66
広場公園	2	0.13	-	2	0.13	-	-	-	-
合計	759	390.55	8.07	571	232.34	5.89	188	158.21	17.76
重複面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重複を除く合計	759	390.55	8.07	571	232.34	5.89	188	158.21	17.76
人口	483,710人			394,640人			89,070人		

H27.3.31現在

◇公共施設緑地

公共施設緑地は、児童遊園や子ども広場など411箇所(329.54ha)が整備されています。

■公共施設緑地

区分	市街化区域		市域全体		備考
	箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)	
遊園	97	51,463	153	86,749	
開発遊園	74	25,392	79	26,638	
住宅遊園	25	12,537	31	14,818	
子ども広場	20	47,109	32	73,099	
市民農園	18	23,559	24	30,921	公共団体が管理するもの
港湾緑地	3	393,398	3	393,398	
小学校	43	894,955	64	1,245,787	公開されている
公園墓地	1	2,981	8	328,802	公共団体が管理するもの
その他	11	252,858	17	1,135,204	
合計	292	1,704,252	411	3,335,416	
重複面積	-	-	-	40,000	
重複を除く合計	292	1,704,252	411	3,295,416	

H27.3.31現在

◇都市公園等

都市公園等（都市公園＋公共施設緑地）は、1,170 箇所が整備され、市民一人当たりの面積は 14.89 m²/人となっています。

また、市街化区域では 863 箇所が整備され、市民一人当たりの面積は 10.21 m²/人となっています。

■都市公園等

区分	市街化区域			市域全体		
	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m ² /人)	箇所	面積 (ha)	一人当たり 面積 (m ² /人)
都市公園	571	232.34	5.89	759	390.55	8.07
公共施設緑地	292	170.43	4.32	411	329.54	6.81
合計	863	402.77	10.21	1,170	720.09	14.89
人口	394,640人			483,710人		

注)重複面積を除く

H27.3.31現在

◇民間施設緑地

民間施設緑地は、遊園地が 7.6ha（1 箇所）、社寺境内地が 142.0ha あります。

■民間施設緑地

区分	市街化区域		市域全体		備考
	箇所	面積 (m ²)	箇所	面積 (m ²)	
遊園地等	-	-	1	76,000	
社寺境内地	-	579529	-	1,420,461	箇所数は計上しない
合計	-	579529	1	1,496,461	

H27.3.31現在

◇地域制緑地

酒津地区風致地区が 131ha 指定され、倉敷市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき、建築や開発行為等の行為に対して規制や指導を行い、緑地の保全、災害防止及び自然景観の保全に努めています。

その他法による地域として水面や水辺、瀬戸内海国立公園、保安林、条例等によるものとして岡山県自然公園条例による地域（吉備史跡県立自然公園）などが指定され、市街地の貴重な緑として保全されています。

■地域制緑地

区分	総面積 (ha)	市街		備考
		市街	調整	
法による地域				
特別緑地保全地区	-	-	-	都市緑地法
緑地保全地域	-	-	-	都市緑地法
風致地区	131.00	34.00	97.00	都市計画法 酒津地区
生産緑地地区	-	-	-	生産緑地法
水面(河川・湖沼等)+水辺	1,663.06	156.78	1,506.28	河川法等
瀬戸内海国立公園	575.00	-	575.00	自然公園法
保安林	2,878.00	-	2,878.00	森林法
法による地域 計	5,247.06	190.78	5,056.28	
条例等によるもの				
緑地協定	-	-	-	都市緑地法
景観協定	-	-	-	景観法 緑地に係る事項を定めたもの
工場立地法	248.25	240.79	7.46	工場立地法
県自然公園条例による地域	270.00	-	270.00	
県自然環境保護条例による地域	168.59	1.20	167.39	
県自然海浜保全地区条例による地域	2.76	-	2.76	
条例等によるもの 計	689.60	241.99	447.61	
地域制緑地 合計	5,936.66	432.77	5,503.89	
重複面積	734.31	22.95	711.36	
重複を除く地域制緑地 合計	5,202.35	409.82	4,792.53	

注)1.水面・水辺の面積は図測による

H27.3.31現在

③街区公園等の誘致圏

市街化区域（工業専用地域を除く）における街区公園等の誘致圏の充足率は、次表のとおりです。

街区公園のみ（①）の誘致圏（250m）の充足率は、市域全体が 63.6%であり、倉敷・水島地域、茶屋町地区で市域全体の値を上回っています。

街区公園の機能を補完する緑地として、児童遊園・子ども広場・近隣公園・地区公園を加える（③）と、市域で 75.9%となります。

■市街化区域(工専除く)の誘致圏(250m)

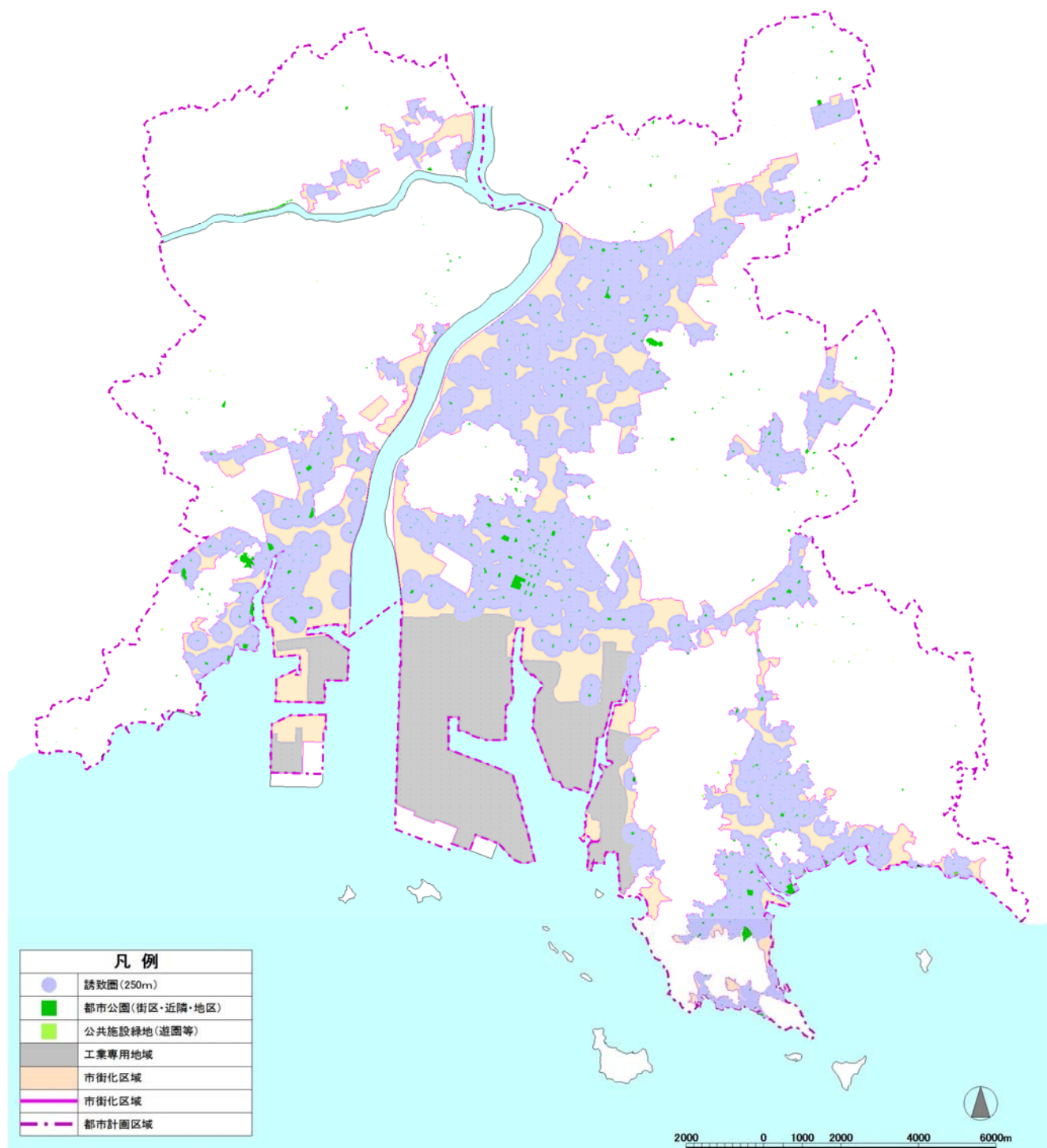
- ①: 街区のみの誘致圏
- ②: ①+児童遊園・子供広場の誘致圏
- ③: ②+近隣・地区の誘致圏

単位: ha、%

	地区 面積	誘致圏①		誘致圏②		誘致圏③	
		面積	充足率	面積	充足率	面積	充足率
倉敷	3,126	2,020	64.6	2,417	77.3	2,429	77.7
児島	1,882	1,119	59.5	1,445	76.8	1,462	77.7
玉島	1,747	970	55.5	1,076	61.6	1,160	66.4
水島	2,064	1,590	77.0	1,754	85.0	1,777	86.1
庄	133	66	49.8	79	59.2	79	59.7
茶屋町	163	111	68.0	121	74.2	121	74.2
船穂	160	57	35.8	59	36.8	59	36.8
真備	267	139	52.0	153	57.1	153	57.2
市域	9,542	6,071	63.6	7,104	74.4	7,241	75.9

資料: 図上計測

■誘致圏図 (250m③)



2) 緑化

①都市公園等

- 都市公園等では、公園の機能等を考慮しながら、積極的な緑化に努めるとともに、郷土種や多様な樹種の植栽など、生物多様性に配慮した植栽を行っています。
- 公園等の適所を市民に開放し、草花を栽培し楽しめる場を提供しています。
- 遊具やトイレなどの点検、樹木の剪定や病害虫の駆除など、公園施設の維持管理に努めています。
- 自治会、子ども会、老人クラブ、ボランティア団体などと連携し、公園や道路等の美化清掃管理を進めています。

②公共施設

- 官公庁施設、教育施設、供給処理施設、公民館などの公共施設では、自然環境保全条例に基づく緑化計画を定め、積極的な緑化に努めています。
- 生垣設置や校・園庭の芝生化など、保育園・幼稚園・学校等における緑化を推進しています。
- 保育園の園庭の整備、充実に努めています。
- 都市計画道路などの主要幹線道路、計画的に造成された土地区画整理地内、工業地帯の道路などでは街路樹を整備し、適切な維持管理に努めています。
- 花を育てるボランティア団体に花の苗や種を無料配布し、道路沿道を花で飾っています。

③民有地（工場などの事業所）

- 工場立地法や倉敷市自然環境保全条例など各種法や条例に則し、事業所内の緑化が図られていますが、敷地に余裕のない事業所では、緑や花によるうるおいや華やかさに欠けるところもみられます。
- 住宅団地等における緑地協定の締結、生垣設置補助などを進めています。住宅地のさらなる緑化が望まれます。

④緑化推進に関する取り組み

本市では、倉敷市民憲章に掲げた「自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります。」に則り、次のような緑のまちづくりに関する取り組みを積極的に行っています。

◇各種事業

【フラワーロード事業】

「温かいもてなし市民運動」の推進を目的として、愛称通りにフラワーボックスを設置し、年間3回の植え替えを行っています。

「愛称通り」：倉敷中央通り（倉敷駅前～新吉田橋 延長3,900m）

鷺羽山通り（児島小川町～児島元浜町 延長約2,400m）

水島商店街通り（弥生町商店街～千鳥町商店街 延長約1,400m）

「植え替え」：サルビア（7月～11月） パンジー（11月～4月） ペチュニア（4月～7月）

【もてなし花壇事業】

市民による手作りのもてなしで観光客を迎えることを目的として、駅・バスステーション及びその周辺商店街等にフラワーボックスを設置しています。

◇花とみどりの推進会議

「倉敷市花の銀行支店長連絡会」「倉敷市緑化推進員連絡会」「地区花いっぱい団体連絡会」の三者が一堂に会する「花とみどりの推進会議」を年2回開催し、各団体が交流、情報交換し、花いっぱい運動を市民運動として推進する体制を整えています。

【倉敷市花の銀行支店長連絡会（45支店）】

花の栽培を通じ、市域の花いっぱい運動の推進を図り、明るく住みよい地域づくりに寄与することを目的とする（取扱い要領第1条）。市長を頭取に、個人・学校等による支店を開設し、年2回花と緑の推進会議で花の種の配布、交換及び研修会を実施している。

【倉敷市緑化推進員連絡会（25名）】

市民生活にさまざまな恵をもたらしてくれる緑を守り育てるため、倉敷市緑化推進員を中学校区に1名配置し、市民の積極的な参加、協力によって緑豊かな街づくりに努めるものとする。推進員は、①地域緑化活動の育成、指導、及び緑化思想の普及、啓発、②緑の保全と創出に関する市民の意見、要望等情報の収集及び地域緑化状況の報告、③市の緑に関する施策への協力と助言、④市が行う緑に関する行事、研修会などへの参加等の活動を行っている。

【地区花いっぱい団体連絡会（102団体）】

地域に花とみどりを増やすため、地域の団体等に花の苗や種子を配布し、道路に面した土地などに植栽することにより、花いっぱいの街づくりを推進することを目的とする（実施要領第1条）。地区花いっぱい団体として登録した団体に、年3回花苗を提供し、育成管理をしてもらい、通行する人々の目を楽しませている。

◇緑化イベント等

- 毎年 10 月（全国都市緑化月間）にくらしき都市緑化フェアを開催し、「花と緑いっぱいのまち倉敷」をテーマとした講演、体験教室、イベントなど各種行事を実施しています。
- 初夏にさつき展示会、秋に菊花展を開催しています。
- 花いっぱいコンクールや生垣コンクールなどを実施しています。

◇緑に関する情報・技術等の提供

- 講習会、緑化相談所、パンフレット、ホームページ、広報などを通して、緑に関する情報や技術等を提供しています。
- 自然史博物館では、自然に関する調査研究、資料の収集保管、展示等環境緑化教育を行っています。
- 民有地緑化を推進するため、苗木や花苗、花の種などを配布しています。また、不要となった樹木を希望者に譲渡する「緑のリサイクル事業」を進めています。

◇緑を愛でる市民や団体の育成・支援

- 学校花壇の栽培や環境学習、自然体験学習、緑化ポスターコンクールなど、緑や自然に関する情操教育を推進しています。
- 学校や公園等の公共施設では、樹名板や樹木説明板を設置しています。
- 苗木配布や技術指導など、緑化活動団体の育成支援を進めています。

(4) その他現況

1) 景観資源

①線的景観

◇河川・用水路景観

緑と水が一体となった高梁川、小田川、倉敷川、吉岡川などは、良好な自然景観を形成する要素となっています。

市街地内を縦横に走る小河川、酒津で高梁川から取水され、市内を放射状に流れる南部用水や倉敷用水などは、干拓による都市の成り立ちを今に伝える歴史・文化的景観を形成する要素となっています。

②面的景観

◇山地・山林景観

弥高山、種松山、福南山など市域を取り囲む山地は、倉敷市らしいふるさとの風景を形成する要素となっています。

鶴形山、龍王山、大平山などは、街並みや生活環境の背景として、生活景観を形成する要素となっています。

◇農業・里山景観

暮らしと密接な関係にある里山は、人々の心安らぐ自然的景観を形成する要素となっています。郊外部に広がるまとまりのある農地は、豊かな田園景観を形成する要素となっています。

北部丘陵地に広がるブドウやモモなどの果樹園や花き栽培の畑などは、農業と人々の暮らしが織りなす特徴的な景観を形成する要素となっています。

◇市街地景観

住宅地は、地理地形、農林漁業などの生業、市街地形成の経緯など様々な条件により、それぞれ個性ある街並みを形成する最も重要な要素となっています。

倉敷・児島・玉島をはじめとした各地域や地区の中心部は、多くの商業業務施設等が立地するとともに、文化・医療・交通などの都市機能が集積した人々の交流の場として、活気と賑わいのある都市景観を形成する要素となっています。

児島地域の縫製産業の工場群や水島地域の重化学工業地帯などは、本市の個性的な地域景観を形成する要素となっています。

③景観拠点

◇自然景観拠点

高梁川上流に位置する八幡山周辺は、貴重な自然環境を有し、緑と水が一体となった開放的な自然景観を形成する要素となっています。

本市南部の鷺羽山や王子が岳は、古くから瀬戸内海国立公園の景勝地として知られ、国内外から多くの人々が訪れる観光・交流の拠点となり、その貴重な自然景観の中で人々の暮らしが垣間見られる優れた瀬戸内海多島美の眺望を望むことができる視点場ともなっています。

◇歴史・文化的景観拠点

かつて江戸幕府の直轄地として栄えた倉敷川畔美観地区、備中松山藩の商港として栄えた旧玉島港周辺には、江戸時代から続く歴史的な街並みが形成されています。

下津井、藤戸・天城、連島でも、内海航路の要衝であった往時の街並みが形成されています。郷内や真備では、古くからの寺社や史跡等と一体となった街並みが形成されています。

◇都市景観拠点

多くの市民や観光客で賑わうJR倉敷駅周辺は、本市の中心市街地であるとともに交流の玄関口であり、活力と賑わいのある都市景観を形成するとともに、歴史都市倉敷市の「まちの顔」として相応しい魅力と風格のある都市景観を形成していかなければなりません。

◇産業景観拠点

工業都市としての側面を有する本市の特徴的な景観として、大規模なプラント群が集積する水島臨海工業地帯では、工場や工作物など巨大な構造物によるダイナミックな景観が形成されています。

◇地域活動景観拠点

JR新倉敷駅やJR児島駅など主要な駅周辺では、商業・文化等の都市機能が集積し、地域の暮らしや交流の拠点に相応しい都市景観を形成していかなければなりません。

④景観軸

◇山並み（稜線）

福山山系、由加山系、竜王山系など、まちを取り囲む山並み（稜線）の緑は、暮らしの背景として本市の景観形成に最も重要な要素であるとともに、緑のネットワークの骨格軸を形成しています。

◇瀬戸内海（海岸・島）

瀬戸内海国立公園である水際線、鷺羽山等から多島美を望む眺望景観は、本市が誇る自然的景観の1つであるとともに、緑のネットワークの骨格軸を形成しています。

◇広がりのある河川

高梁川や小田川など広がりのある河川は、暮らしにうるおいをもたらす景観として重要な要素であるとともに、緑のネットワークの骨格軸を形成しています。

◇都市活動景観軸（主要幹線道路）

都市内を放射状・環状に走る主要幹線道路は、都市を構成する骨格として都市活動を支えるものであるとともに、緑のネットワークを形成する重要な要素となっています。

景観形成方針図

<凡例>
 河川・小川景観
 用水路景観

山地・山林景観
 農業・里山景観
 市街地景観

景観拠点

自然景観拠点
 歴史・文化的景観拠点
 都市景観拠点
 産業景観拠点
 地域活動景観拠点

景観軸

山並み（接線）
 瀬戸内海（海岸・島）
 広がりのある河川
 都市活動景観軸
 （主要幹線道路）



0 1 2.5 5km



2) 防災（避難所など）

①公園・緑地等の防災機能

- ・公園・緑地等は、避難場所、避難経路、火災の延焼防止及び消防活動やボランティア等の活動拠点など、災害時に役立つ機能を有しています。
- ・山陽自動車道、瀬戸中央自動車道、国道2号などが第1次緊急輸送道路に指定され、国道429号、国道430号、国道486号などが第2次緊急輸送道路に指定されています。
- ・災害時の広域避難場所として倉敷運動公園など9箇所の都市公園、一時避難場所として倉敷みらい公園、避難所として156箇所の学校園、45箇所の公民館を指定し、地域防災計画に位置付けるとともにハザードマップや避難場所マップによる市民への周知に努めています。
- ・広域避難場所や一時避難場所に指定された都市公園には様々な防災機能を備えており、倉敷みらい公園では、防災トイレベンチ、かまどベンチ、防災四阿などの施設を整備しています。

広域避難場所

避 難 場 所		電 話	所 在 地	収容人員 屋外(人)	合 計
倉敷運動公園	陸上競技場	425-0856	四十瀬4	15,400	35,800
	軟式野球場			9,400	
	野球場			11,000	
酒津公園	広場, 軟式野球場		酒津1556	25,000	25,000
岡山県倉敷スポーツ公園	多目的広場	463-7070	中庄3250-1	12,000	12,000
水島緑地福田公園	サッカー場兼ラグビー場	455-1078	福田町古新田1027	12,900	40,300
	陸上競技場			15,100	
	野球場			12,300	
水島中央公園	軟式野球場	444-5001	水島青葉町95-1	11,100	11,100
IFEスチール広江グラウンド			広江4丁目1566-17ほか	57,000	57,000
中山公園	陸上競技場	472-6060	児島小川町6丁目2831	14,600	30,100
	軟式野球場			5,000	
	野球場			10,500	
児島地区公園		472-0133	児島小川町3697-2	6,000	6,000
玉島の森	陸上競技場	526-5369	玉島乙島8255-1	13,500	24,500
	野球場			11,000	
真備総合公園	軟式野球場, 多目的広場	698-2340	真備町箭田2208	15,000	15,000
マービーふれあいセンター		698-9111	真備町箭田40-1	4,000	4,000
計			11箇所		260,800

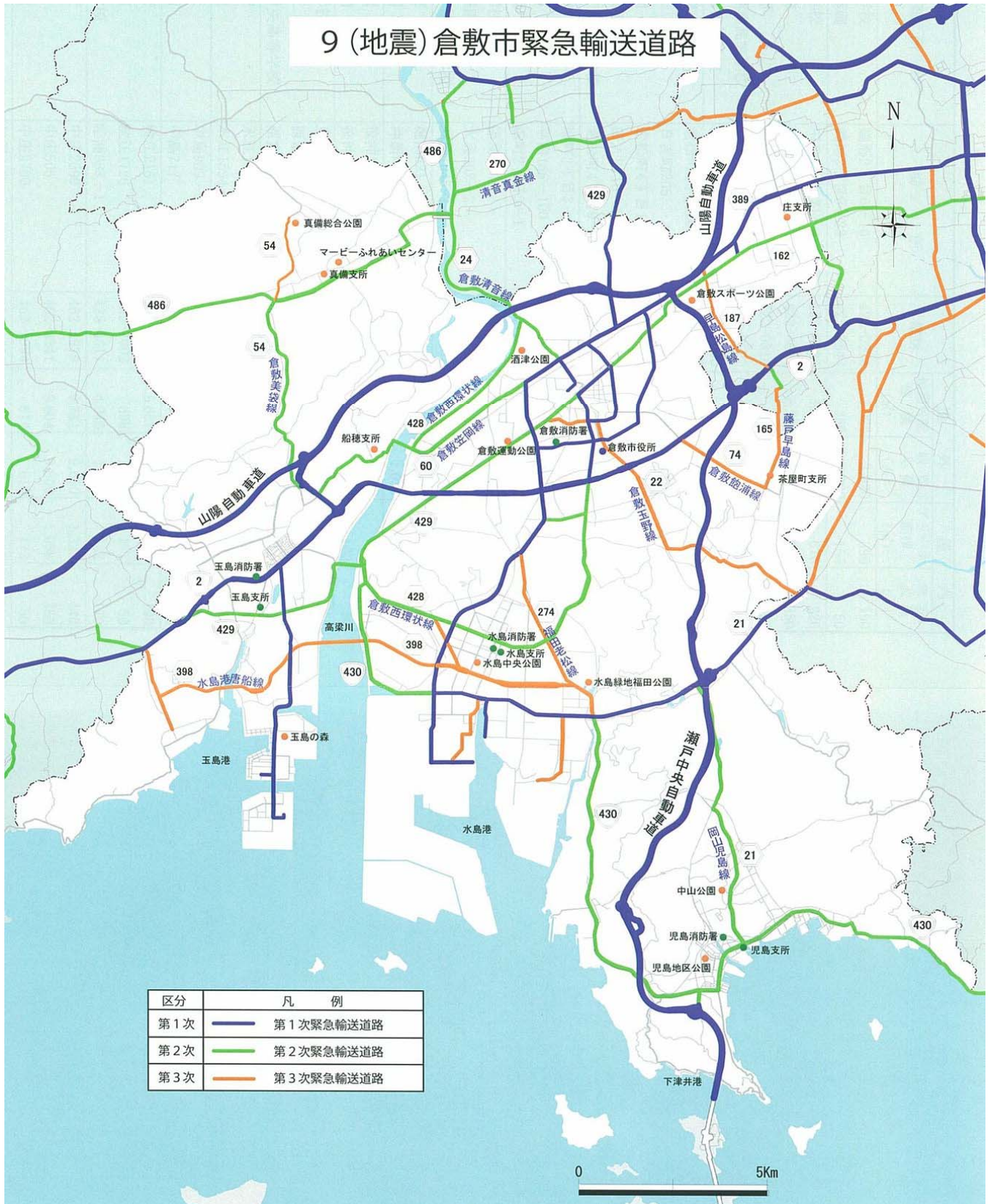
一時避難場所

避 難 場 所	所 在 地	備 考
倉敷みらい公園	寿町12-1	公園面積21,000㎡

②暮らしを守る緑

- ・本市を取り囲む丘陵地の豊かな緑は、土砂崩壊防止、土砂流出防止などの山地災害防止機能、洪水防止や水質浄化などの水源かん養機能を有し、安全・安心な都市の形成に役立っています。
- ・農地は、雨水の一時貯蔵による洪水防止、ヒートアイランド現象など都市微気候の悪化抑制に役立っています。
- ・これまで、台風の接近により河川流域で大きな被害が発生しており、平成2年9月の集中豪雨では、南東部一帯で中小河川が氾濫し、甚大な土砂災害、浸水被害が起きました。
- ・公園緑地等の緑は、騒音・振動の緩和などに役立ち、大規模な工業地帯を有する本市では、緩衝緑地として水島緑地を整備しています。

9 (地震)倉敷市緊急輸送道路



■アンケート調査

1) 概要

①調査概要

○調査対象

【一般】

倉敷市在住（H26.7.31 現在、外国人登録者を含めない）で 16 歳以上の市民の中から地区別に無作為抽出した 2,800 人を対象（回収率 42.5%）

【市民モニター】

市民モニター制度（16 歳以上）に登録された 861 人を対象（回収率 42.5%）

【団体】

『花とみどりの推進会議』の構成団体である「倉敷市花の銀行支店長連絡会（46 支店）」「倉敷市緑化推進員連絡会（25 名）」「地区花いっぱい団体連絡会（107 団体）」の 176 団体（うち、2 団体は兼任）を対象（回収率 42.5%）

【小学校】

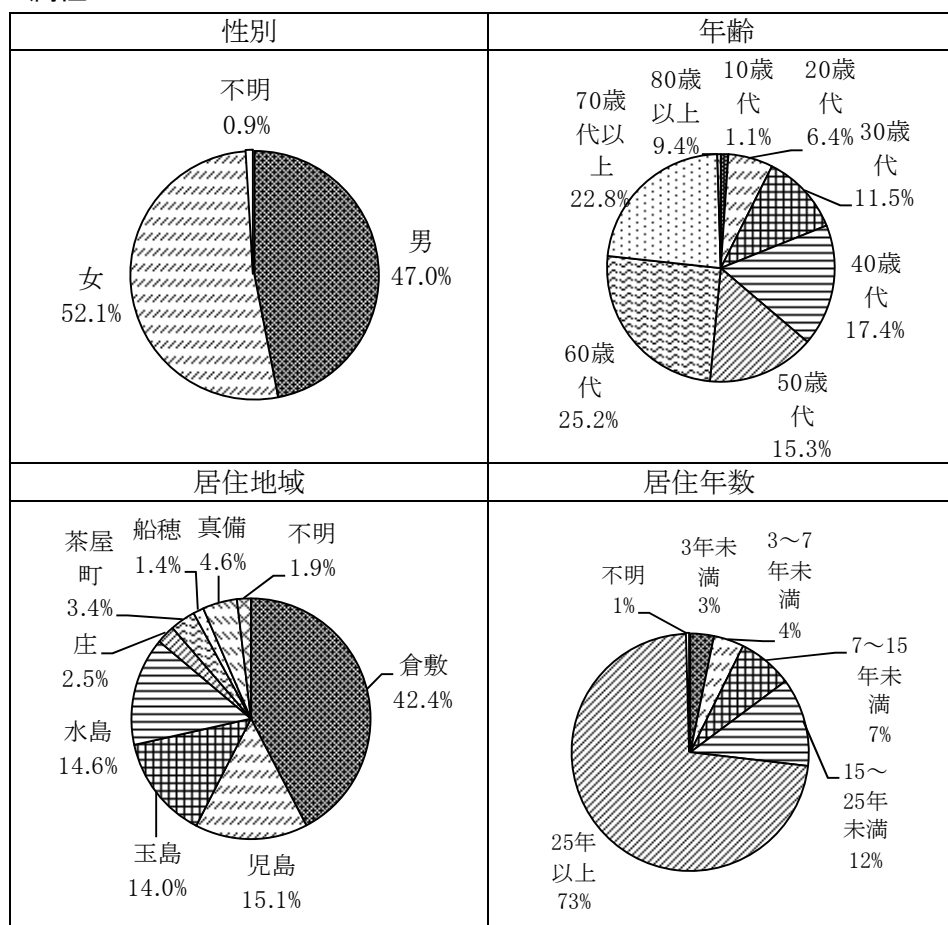
倉敷、児島、玉島、水島、庄、茶屋町、船穂、真備の 8 地区から抽出した各 1 校（倉敷は 2 校）の 4 年生（301 名）を対象（回収率 42.5%）

○調査期間

平成 26 年 9 月 16 日（火）～平成 26 年 10 月 10 日（金）

（市民モニター：平成 26 年 9 月 18 日（木）～平成 26 年 9 月 28 日（日））

②回答者の属性



2) 調査結果（抜粋）

問5. 倉敷市全体の緑の量について、どのように感じていますか？（SA）

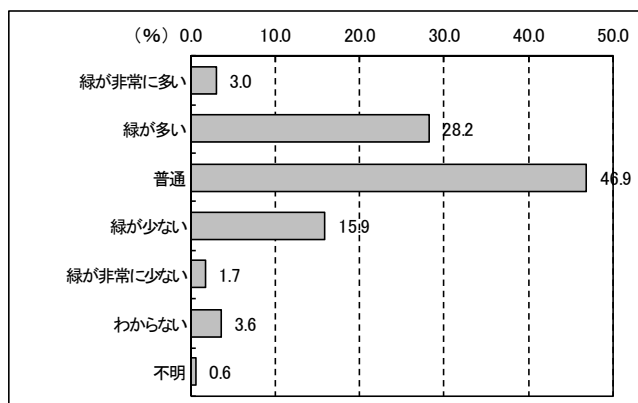
倉敷市全体の緑の量について、「普通」が最も多く46.9%（759件）を占めており、次いで「緑が多い」が28.2%（457件）となっています。「緑が非常に多い」「緑が多い」を合わせると31.2%となり、約3割の方々が緑の量に満足していることがわかります。

問5 市全体の緑の量

【一般・モニター・団体】 SA

① 緑が非常に多い	49件	(3.0 %)
② 緑が多い	457件	(28.2 %)
③ 普通	759件	(46.9 %)
④ 緑が少ない	257件	(15.9 %)
⑤ 緑が非常に少ない	28件	(1.7 %)
⑥ わからない	59件	(3.6 %)
不明	9件	(0.6 %)

一般・モニター・団体 総数 1618件



問6. 倉敷市全体の緑の量の変化について、どのように感じていますか？（SA）

倉敷市全体の緑の量の変化について、「緑の量に変化はない」が最も多く43.3%（700件）を占めており、次いで「近年緑の量が減っている」が32.3%（522件）となっています。

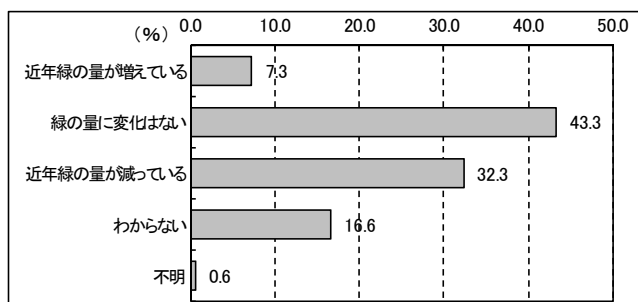
これより、約3割の方々が緑の量の減少を感じていることがわかります。

問6 市全体の緑の量の変化

【一般・モニター・団体】 SA

① 近年緑の量が増えている	118件	(7.3 %)
② 緑の量に変化はない	700件	(43.3 %)
③ 近年緑の量が減っている	522件	(32.3 %)
④ わからない	269件	(16.6 %)
不明	9件	(0.6 %)

一般・モニター・団体 総数 1618件



問7. 倉敷市全体で、以下の緑について、どのように感じていますか？ (SA)

倉敷市全体の緑の満足度をみると、「満足」「やや満足」を合わせた満足側で「山や丘陵地など森林の緑」が30.9%と最も多く、次いで「公園や広場の緑」、「社寺林などまちなかに残された樹林の緑」となっています。

満足側と不満側を比べると、「山や丘陵地など森林の緑」では20.7%、「社寺林などまちなかに残された樹林の緑」では9.8%、「公園や広場の緑」では2.3%上回っていますが、その他の緑地では、不満側が上回っていることがわかります。

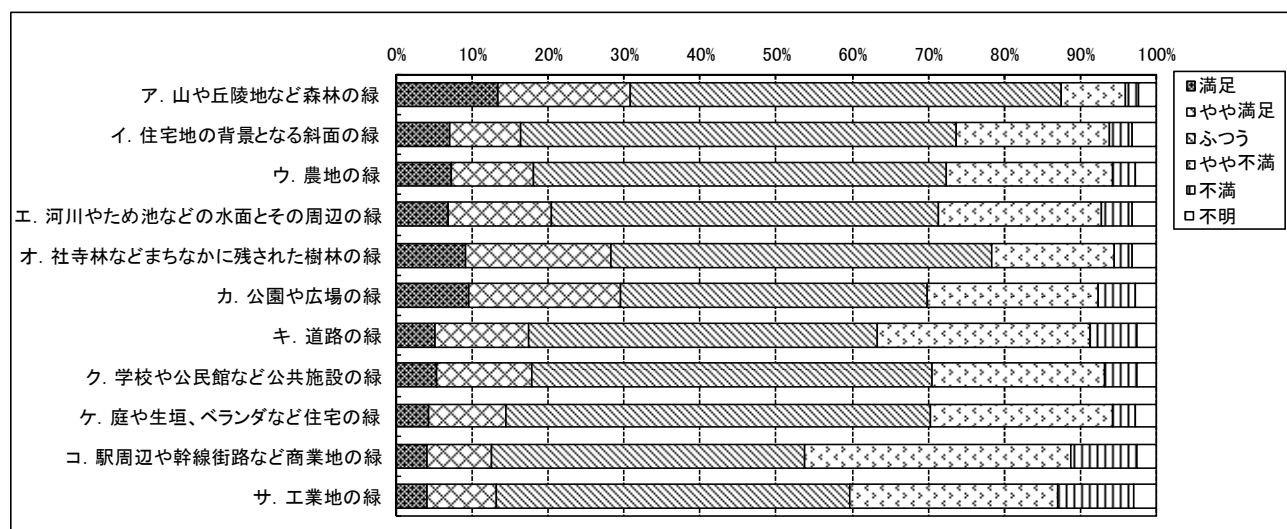
問7 市全体の緑の満足度

【一般・モニター・団体】

SA

	満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満	不明
ア. 山や丘陵地など森林の緑	218件 (13.5%)	282件 (17.4%)	917件 (56.7%)	138件 (8.5%)	27件 (1.7%)	36件 (2.2%)
イ. 住宅地の背景となる斜面の緑	114件 (7.0%)	151件 (9.3%)	928件 (57.4%)	327件 (20.2%)	49件 (3.0%)	49件 (3.0%)
ウ. 農地の緑	119件 (7.4%)	175件 (10.8%)	879件 (54.3%)	353件 (21.8%)	50件 (3.1%)	42件 (2.6%)
エ. 河川やため池などの水面とその周辺の緑	113件 (7.0%)	220件 (13.6%)	824件 (50.9%)	345件 (21.3%)	66件 (4.1%)	50件 (3.1%)
オ. 社寺林などまちなかに残された樹林の緑	149件 (9.2%)	309件 (19.1%)	811件 (50.1%)	263件 (16.3%)	37件 (2.3%)	49件 (3.0%)
カ. 公園や広場の緑	155件 (9.6%)	324件 (20.0%)	654件 (40.4%)	363件 (22.4%)	79件 (4.9%)	43件 (2.7%)
キ. 道路の緑	84件 (5.2%)	199件 (12.3%)	743件 (45.9%)	453件 (28.0%)	100件 (6.2%)	39件 (2.4%)
ク. 学校や公民館など公共施設の緑	88件 (5.4%)	204件 (12.6%)	850件 (52.5%)	367件 (22.7%)	68件 (4.2%)	41件 (2.5%)
ケ. 庭や生垣、ベランダなど住宅の緑	70件 (4.3%)	165件 (10.2%)	904件 (55.9%)	387件 (23.9%)	48件 (3.0%)	44件 (2.7%)
コ. 駅周辺や幹線街路など商業地の緑	66件 (4.1%)	140件 (8.7%)	664件 (41.0%)	569件 (35.2%)	140件 (8.7%)	39件 (2.4%)
サ. 工業地の緑	67件 (4.1%)	146件 (9.0%)	755件 (46.7%)	442件 (27.3%)	161件 (10.0%)	47件 (2.9%)

一般・モニター・団体 総数 1618件



	満足側	普通	不満側
ア. 山や丘陵地など森林の緑	30.9	56.7	10.2
イ. 住宅地の背景となる斜面の緑	16.4	57.4	23.2
ウ. 農地の緑	18.2	54.3	24.9
エ. 河川やため池などの水面とその周辺の緑	20.6	50.9	25.4
オ. 社寺林などまちなかに残された樹林の緑	28.3	50.1	18.5
カ. 公園や広場の緑	29.6	40.4	27.3
キ. 道路の緑	17.5	45.9	34.2
ク. 学校や公民館など公共施設の緑	18.0	52.5	26.9
ケ. 庭や生垣、ベランダなど住宅の緑	14.5	55.9	26.9
コ. 駅周辺や幹線街路など商業地の緑	12.7	41.0	43.8
サ. 工業地の緑	13.2	46.7	37.3

問 11. 以下の緑は、開発や整備によって今後減少していくことも想定されます。これらの緑について、どのようにお考えですか？（SA）

緑地の保全についてみると、全ての緑地で「守るべき」「どちらかといえば守るべき」を合わせた保全側の割合が80%以上と高くなっています。

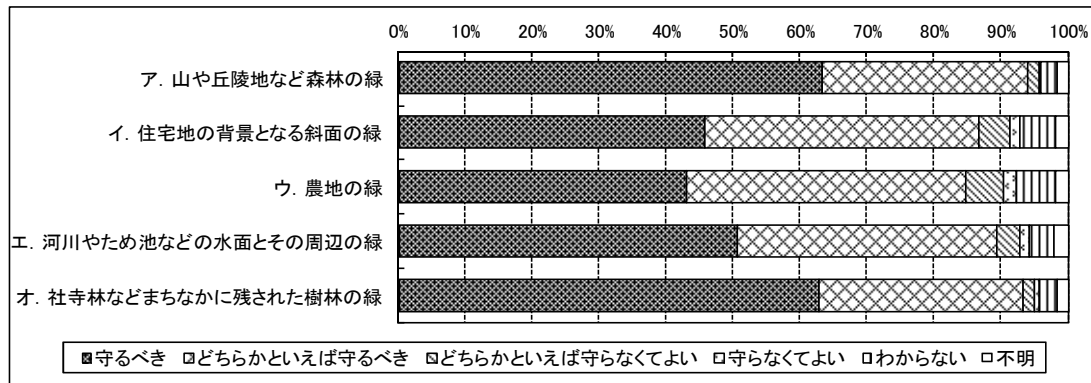
問11 緑地の保全について

【一般・モニター・団体】

SA

	守るべき	どちらかといえば守るべき	どちらかといえば守らなくてよい	守らなくてよい	わからない	不明
ア. 山や丘陵地など森林の緑	1024 件 (63.3 %)	495 件 (30.6 %)	27 件 (1.7 %)	6 件 (0.4 %)	39 件 (2.4 %)	27 件 (1.7 %)
イ. 住宅地の背景となる斜面の緑	740 件 (45.7 %)	660 件 (40.8 %)	76 件 (4.7 %)	24 件 (1.5 %)	86 件 (5.3 %)	32 件 (2.0 %)
ウ. 農地の緑	696 件 (43.0 %)	675 件 (41.7 %)	90 件 (5.6 %)	30 件 (1.9 %)	95 件 (5.9 %)	32 件 (2.0 %)
エ. 河川やため池などの水面とその周辺の緑	819 件 (50.6 %)	627 件 (38.8 %)	54 件 (3.3 %)	24 件 (1.5 %)	61 件 (3.8 %)	33 件 (2.0 %)
オ. 社寺林などまちなかに残された樹林の緑	1014 件 (62.7 %)	493 件 (30.5 %)	30 件 (1.9 %)	10 件 (0.6 %)	44 件 (2.7 %)	27 件 (1.7 %)

一般・モニター・団体 総数 1618 件



	守る	守らない
ア. 山や丘陵地など森林の緑	93.9	2.0
イ. 住宅地の背景となる斜面の緑	86.5	6.2
ウ. 農地の緑	84.7	7.4
エ. 河川やため池などの水面とその周辺の緑	89.4	4.8
オ. 社寺林などまちなかに残された樹林の緑	93.1	2.5

問 13. 今後どのような公園が増えていけばよいと思われますか？ (2LA)

増えて欲しい公園について、「散歩等ができる程度で、主に自然環境保全や景観向上を図るための公園」が最も多く 39.8% (644 件) を占めており、次いで「災害時の避難場所や拠点となる防災機能を備えた公園」が 35.5% (574 件)、「家族や友人などと丸 1 日過ごせる多様な機能を有する公園」が 22.9% (371 件) となっています。

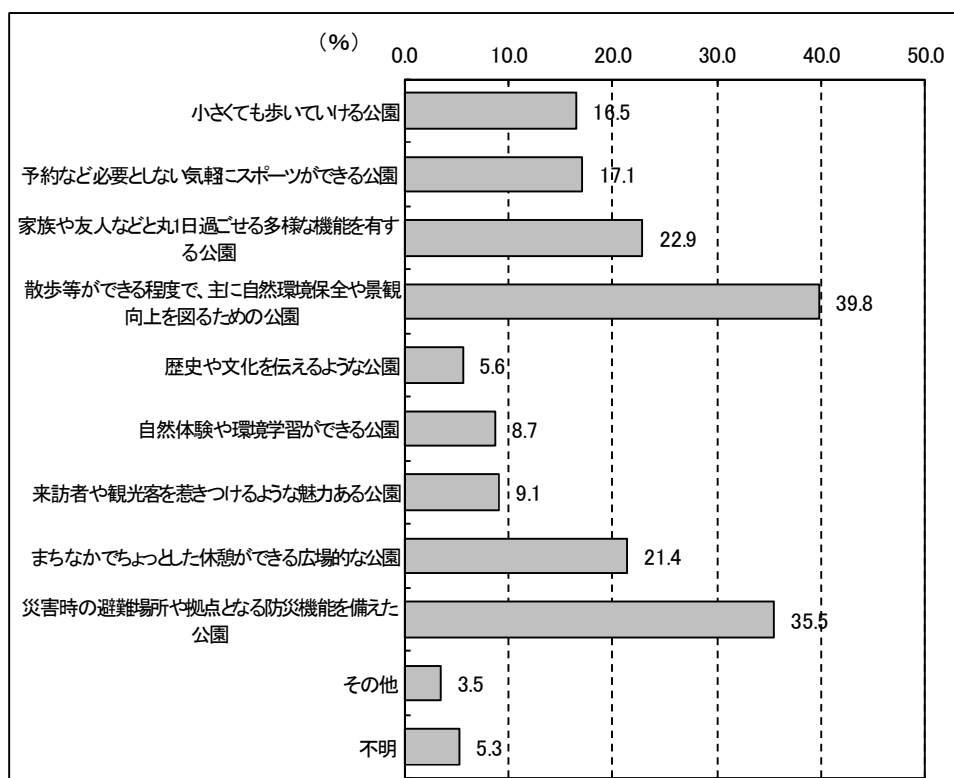
この結果から、景観や防災への意識の高まりが伺えます。

問13 増えて欲しい公園

【一般・モニター・団体】 2LA

① 小さくても歩いていける公園	267 件 (16.5 %)
② 予約など必要としない気軽にスポーツができる公園	276 件 (17.1 %)
③ 家族や友人などと丸1日過ごせる多様な機能を有する公園	371 件 (22.9 %)
④ 散歩等ができる程度で、主に自然環境保全や景観向上を図るための公園	644 件 (39.8 %)
⑤ 歴史や文化を伝えるような公園	90 件 (5.6 %)
⑥ 自然体験や環境学習ができる公園	140 件 (8.7 %)
⑦ 来訪者や観光客を惹きつけるような魅力ある公園	148 件 (9.1 %)
⑧ まちなかでちょっとした休憩ができる広場的な公園	347 件 (21.4 %)
⑨ 災害時の避難場所や拠点となる防災機能を備えた公園	574 件 (35.5 %)
⑩ その他	56 件 (3.5 %)
不明	86 件 (5.3 %)

一般・モニター・団体 総数 1618 件



問 14. 身近な公園に必要な機能（施設）は何ですか？（2LA）

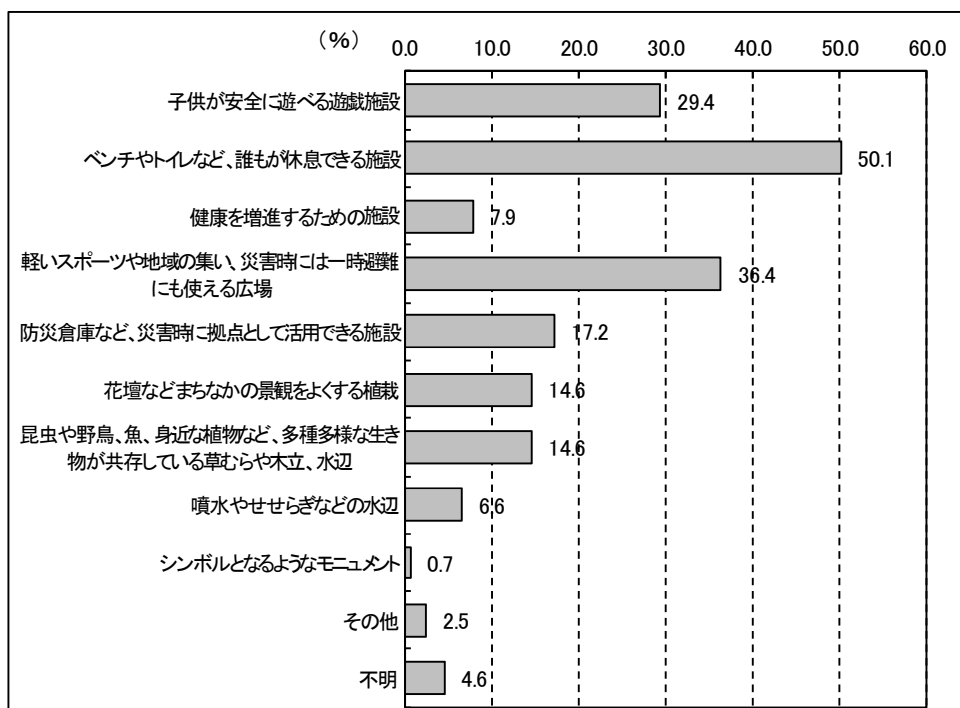
身近な公園に必要な機能について、「ベンチやトイレなど、誰もが休息できる施設」が最も多く、50.1%（811件）を占め、次いで「軽いスポーツや地域の集い、災害時は一時避難にも使える広場」が36.4%（589件）、「子供が安全に遊べる遊戯施設」が29.4%（475件）となっています。

休憩施設や広場等への意見が高いことから、身近な公園の利用が、子供だけでなく大人の利用も望まれていることが伺えます。

問14 身近な公園に必要な機能（施設）

【一般・モニター・団体】 2LA

① 子供が安全に遊べる遊戯施設	475件	(29.4 %)
② ベンチやトイレなど、誰もが休息できる施設	811件	(50.1 %)
③ 健康を増進するための施設	128件	(7.9 %)
④ 軽いスポーツや地域の集い、災害時には一時避難にも使える広場	589件	(36.4 %)
⑤ 防災倉庫など、災害時に拠点として活用できる施設	279件	(17.2 %)
⑥ 花壇などまちなかの景観をよくする植栽	236件	(14.6 %)
⑦ 昆虫や野鳥、魚、身近な植物など、多種多様な生き物が共存している草むらや木立、水辺	236件	(14.6 %)
⑧ 噴水やせせらぎなどの水辺	107件	(6.6 %)
⑨ シンボルとなるようなモニュメント	11件	(0.7 %)
⑩ その他	41件	(2.5 %)
不明	74件	(4.6 %)
一般・モニター・団体 総数		1618件



問2小. 身近な公園でどのくらい遊んでいますか？ (SA) 【小学生アンケート】

小学生アンケートをみると、身近な公園の利用頻度について、「1ヶ月に数回くらい」が最も多く30.6%（92件）を占め、次いで「1週間で1～2回くらい」が27.9%（84件）となっています。

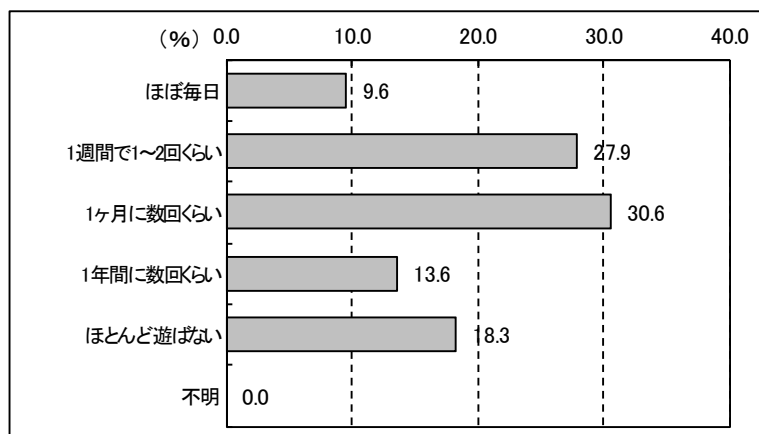
一方で、「1年間に数回くらい」「ほとんど遊ばない」の合計が31.9%（96件）と、あまり公園を利用しない小学生が3割いることもわかります。

問2小 身近な公園で遊ぶ頻度

【小学生】 SA

① ほぼ毎日	29件 (9.6 %)
② 1週間で1～2回くらい	84件 (27.9 %)
③ 1ヶ月に数回くらい	92件 (30.6 %)
④ 1年間に数回くらい	41件 (13.6 %)
⑤ ほとんど遊ばない	55件 (18.3 %)
不明	0件 (0.0 %)

小学生 総数 301件



問 15. 以下の緑について、どのようにお考えですか？ (SA)

緑化について、公園や広場の緑の「増やしたい」「どちらかといえば増やしたい」という増やす側の割合が最も多く 82.1%を占めています。

その他の緑についても、全て増やす側の割合が 65%以上と高くなっており、公共施設だけでなく、民有地の緑化にも高い意識があることが伺えます。

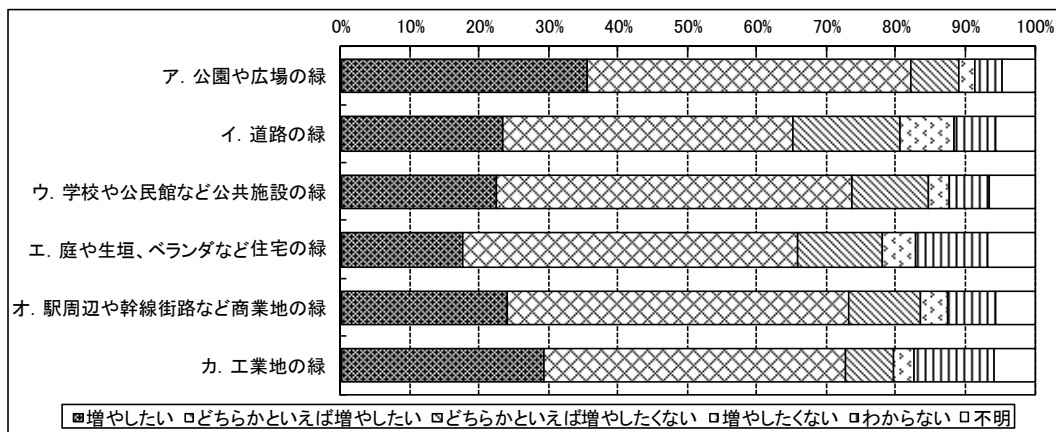
問15 緑化について

【一般・モニター・団体】

SA

	増やしたい	どちらかといえば増やしたい	どちらかといえば増やしたくない	増やしたくない	わからない	不明
ア. 公園や広場の緑	576 件 (35.6 %)	752 件 (46.5 %)	112 件 (6.9 %)	37 件 (2.3 %)	65 件 (4.0 %)	76 件 (4.7 %)
イ. 道路の緑	377 件 (23.3 %)	676 件 (41.8 %)	249 件 (15.4 %)	128 件 (7.9 %)	96 件 (5.9 %)	92 件 (5.7 %)
ウ. 学校や公民館など公共施設の緑	363 件 (22.4 %)	830 件 (51.3 %)	179 件 (11.1 %)	48 件 (3.0 %)	91 件 (5.6 %)	107 件 (6.6 %)
エ. 庭や生垣、ベランダなど住宅の緑	284 件 (17.6 %)	783 件 (48.4 %)	194 件 (12.0 %)	80 件 (4.9 %)	167 件 (10.3 %)	110 件 (6.8 %)
オ. 駅周辺や幹線街路など商業地の緑	390 件 (24.1 %)	793 件 (49.0 %)	169 件 (10.4 %)	62 件 (3.8 %)	111 件 (6.9 %)	93 件 (5.7 %)
カ. 工業地の緑	474 件 (29.3 %)	702 件 (43.4 %)	113 件 (7.0 %)	48 件 (3.0 %)	186 件 (11.5 %)	95 件 (5.9 %)

一般・モニター・団体 総数 1618 件



	増やす	増やさない
ア. 公園や広場の緑	82.1	9.2
イ. 道路の緑	65.1	23.3
ウ. 学校や公民館など公共施設の緑	73.7	14.0
エ. 庭や生垣、ベランダなど住宅の緑	65.9	16.9
オ. 駅周辺や幹線街路など商業地の緑	73.1	14.3
カ. 工業地の緑	72.7	10.0

問 19. 緑化活動を全市的に展開していくために、行政によるどのような支援が必要とされますか？ (2LA) 【一般・モニター】

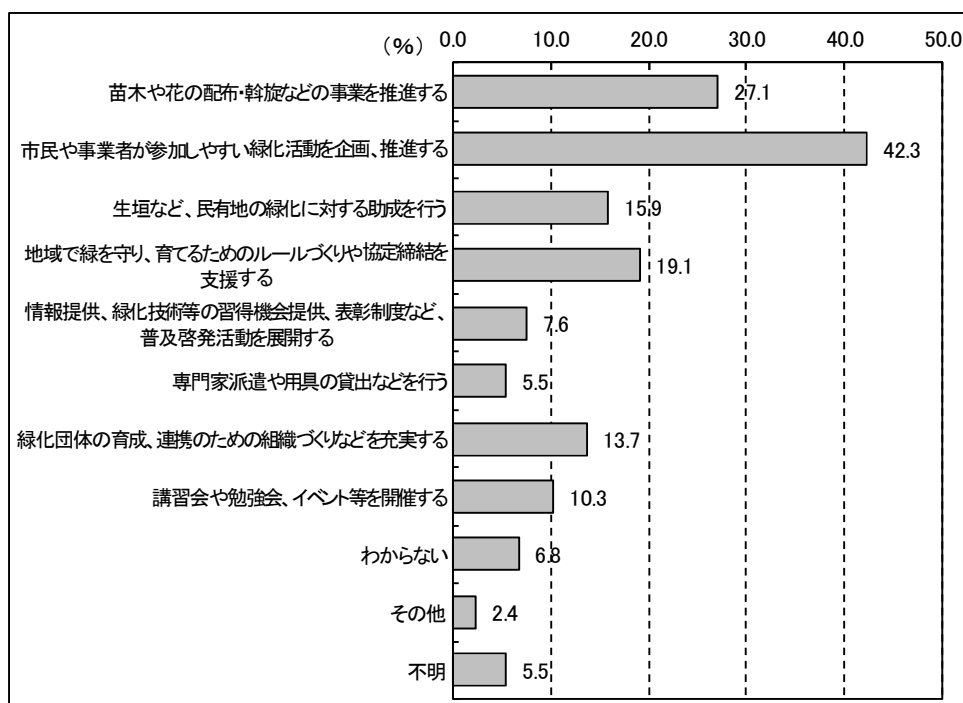
行政による支援について、「市民や事業者が参加しやすい緑化活動を企画、推進する」が最も多く42.3% (685件)を占め、次いで「苗木や花の配布・斡旋などの事業を推進する」が27.1% (438件)となっており、属性別でも概ね同様の傾向がみられます。

問19 緑化活動の展開に必要な行政の支援

【一般・モニター】 2LA

① 苗木や花の配布・斡旋などの事業を推進する	438件 (27.1 %)
② 市民や事業者が参加しやすい緑化活動を企画、推進する	685件 (42.3 %)
③ 生垣など、民有地の緑化に対する助成を行う	258件 (15.9 %)
④ 地域で緑を守り、育てるためのルールづくりや協定締結を支援する	309件 (19.1 %)
⑤ 情報提供、緑化技術等の習得機会提供、表彰制度など、普及啓発活動を展開する	123件 (7.6 %)
⑥ 専門家派遣や用具の貸出などを行う	89件 (5.5 %)
⑦ 緑化団体の育成、連携のための組織づくりなどを充実する	221件 (13.7 %)
⑧ 講習会や勉強会、イベント等を開催する	167件 (10.3 %)
⑨ わからない	110件 (6.8 %)
⑩ その他	39件 (2.4 %)
不明	89件 (5.5 %)

一般・モニター 総数 1618件



問 20. 今後、緑のまちづくりに対して、どのように思われますか？ (SA) 【一般・モニター】

まちづくり活動への意識について、「できれば関わりたい」が最も多く 46.6% (754 件) を占め、次いで「わからない」が 21.3% (344 件) となっており、属性別でも概ね同様の傾向がみられます。

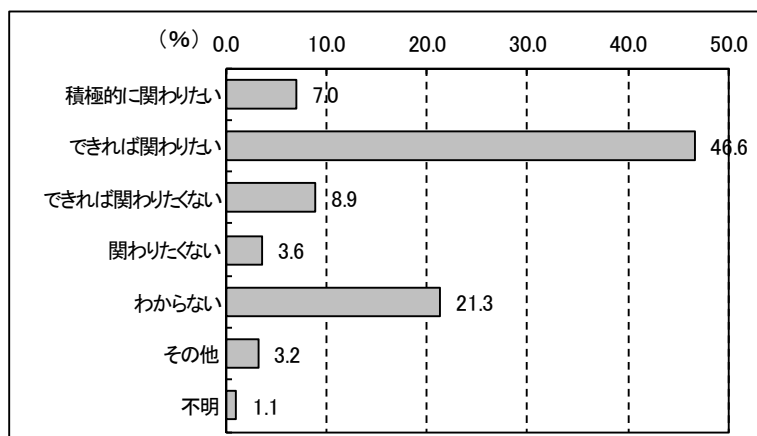
「積極的に関わりたい」「できれば関わりたい」を合わせると 53.6% (868 件) であり、半数以上の人々がまちづくり活動への意識を有していることが伺えます。

問20 まちづくり活動への意識

【一般・モニター】 SA

① 積極的に関わりたい	114 件 (7.0 %)
② できれば関わりたい	754 件 (46.6 %)
③ できれば関わりたくない	144 件 (8.9 %)
④ 関わりたくない	59 件 (3.6 %)
⑤ わからない	344 件 (21.3 %)
⑥ その他	52 件 (3.2 %)
不明	17 件 (1.1 %)

一般・モニター 総数 1618 件



問 23 団. 今後、行政と緑化団体が協力して緑のまちづくりを進めていくために、どのようなことが必要とお考えですか？ (2LA) 【団体】

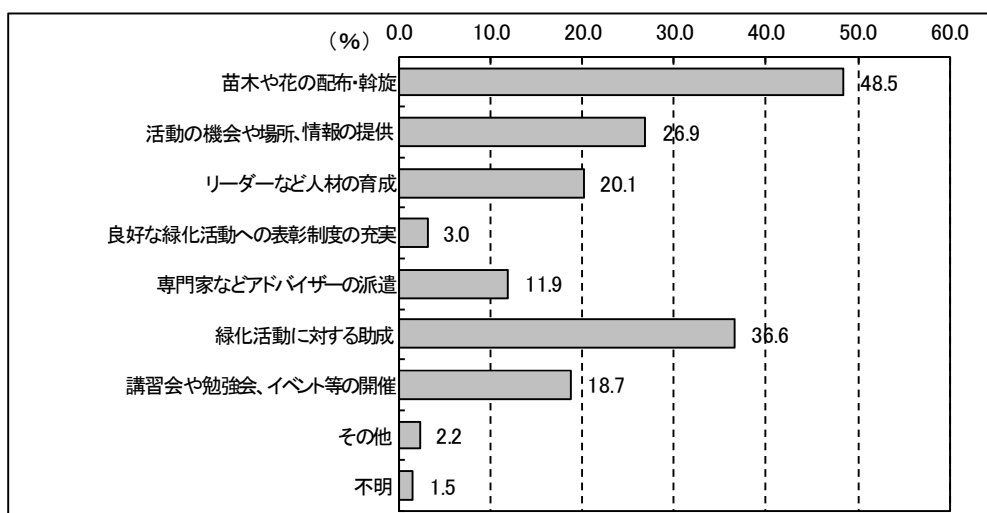
緑化活動団体へのアンケートをみると、緑化活動の展開に必要な行政の支援について、「苗木や花の配布・斡旋」が最も多く 48.5% (65 件) を占め、次いで「緑化活動に対する助成」が 36.6% (49 件)、「活動の機会や場所、情報の提供」が 26.9% (36 件) となっています。

問23団 緑化活動の展開に必要な行政の支援

【団体】 2LA

① 苗木や花の配布・斡旋	65 件 (48.5 %)
② 活動の機会や場所、情報の提供	36 件 (26.9 %)
③ リーダーなど人材の育成	27 件 (20.1 %)
④ 良好な緑化活動への表彰制度の充実	4 件 (3.0 %)
⑤ 専門家などアドバイザーの派遣	16 件 (11.9 %)
⑥ 緑化活動に対する助成	49 件 (36.6 %)
⑦ 講習会や勉強会、イベント等の開催	25 件 (18.7 %)
⑨ その他	3 件 (2.2 %)
不明	2 件 (1.5 %)

一般・団体 総数 134 件



■上位・関連計画

1) 倉敷市第六次総合計画

【基本構想】

◆計画期間

平成 23 年度～平成 32 年度（10 年間）

◆倉敷市のめざす将来像

自然の恵みと ひとの豊かさで 個性きらめく倉敷

◆まちづくりの理念

- 日々の暮らしに不安がなく、安心して生活できるまち（安全・安心）
- 毎日が気持ちよく暮らせ、住みやすい環境のまち（快適）
- 生活に潤いを感じられ、心豊かに暮らすまち（豊か）
- 優しさにあふれ、お互いを気遣いながら暮らすことができるまち（優しさ）
- 健やかな心と身体が大切に守られ、育てられているまち（はぐくみ）
- お互いを尊重しあいながら、ともに生活しているまち（共生）
- 人々が行き交い、いきいきと暮らす活気あふれるまち（躍動）
- 自らを律することができる力を備え、お互いに信頼できるまち（自律）

【前期基本計画】

◆計画期間

2007 年度（平成 19 年度）～2011 年度（平成 23 年度）（5 年間）

◆関連性の強い施策

- 安全・安心
 - ・防災意識を高め、災害に的確かつ迅速に対応できる体制を強化する
 - ・安全でおいしい水を安定的に供給する
- 快適
 - ・スポーツ・レクリエーション活動を推進する
 - ・魅力的で風格ある景観の形成を推進する
 - ・環境保全と地域の社会・経済活動が調和した、持続的に発展する地域づくりを推進する
 - ・安心と安らぎのある生活で快適な生活環境の確保を図る
 - ・地球温暖化対策を推進する
 - ・市民の自発的な健康づくりを支援する
 - ・市民の健全な食生活を推進する
 - ・施設の利便性を高め、利用促進を図る
- 豊か
 - ・子どもたちが緑や生き物などの自然にふれながら、学べる機会を提供する
 - ・くらしき文化の保存・継承と活用を図る
- はぐくみ
 - ・学校、コミュニティ、家庭が連携し、子どもの健全育成を推進する
- 共生
 - ・高齢者の出会う場・学びの場・活躍の場を充実する
- 躍動
 - ・地域に根ざした商店街の活性化を図る
 - ・中心市街地におけるにぎわいの再生と都市機能の向上を図る
 - ・都市基盤の整備を図り、各地域・地区の活性化と連携を推進する
 - ・倉敷の魅力を国内外に発信し、来訪者の増大を図る
- 自律
 - ・ボランティア・NPOなどの自立的かつ公益的な活動を促進する

2) 倉敷市都市計画マスタープラン

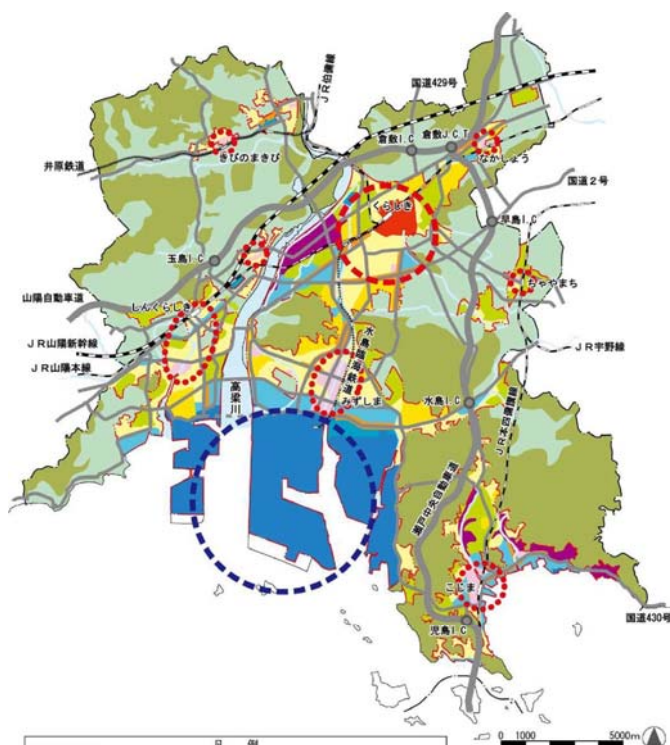
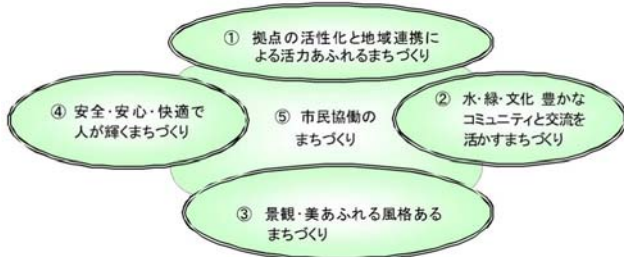
◆計画期間

平成 21 年度～平成 37 年度
(概ね 20 年間)

<まちづくりの理念>

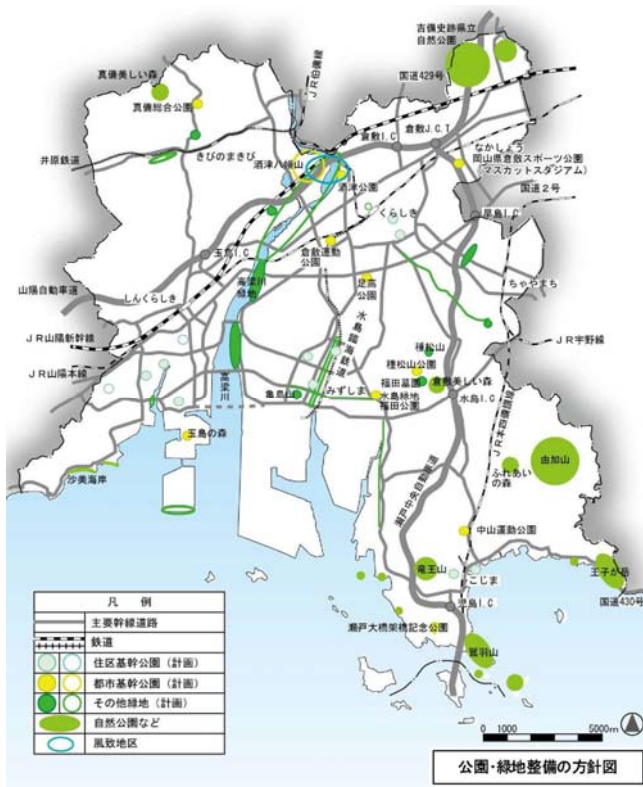
『市民と創る ころゆたかな 倉敷』～豊かさ創造、豊かさ実感～

<まちづくりの目標>



凡 例	
高次都市機能地区	自然環境保全地区
都市的サービス地区	農業系土地利用地区
産業集積地区	河川
低層住宅地区	主要幹線道路
中高層住宅地区	鉄道
一般住宅地区	市街化区域界
地場産業地区	広域拠点
沿道サービス地区	地域・地区拠点
住工共生地区	産業拠点
産業地区	

土地利用の方針図



凡 例	
主要幹線道路	
鉄道	
住区基幹公園(計画)	
都市基幹公園(計画)	
その他緑地(計画)	
自然公園など	
風致地区	

公園・緑地整備の方針図



凡 例	
豊かな山林資源の保全・活用(自然環境保全地区)	
豊かな農地資源の保全・活用(農業系土地利用地区)	
水辺資源の保全・活用(河川)	
水辺を多面的に活かす拠点エリア	
良好な都市景観の形成(市街地)	
歴史的町並み景観の保全(歴史的町並み地区など)	
中心部における差別的な都市景観の向上(広域拠点、地域拠点、地区拠点)	
主要幹線道路	
鉄道	

環境・景観形成の方針図

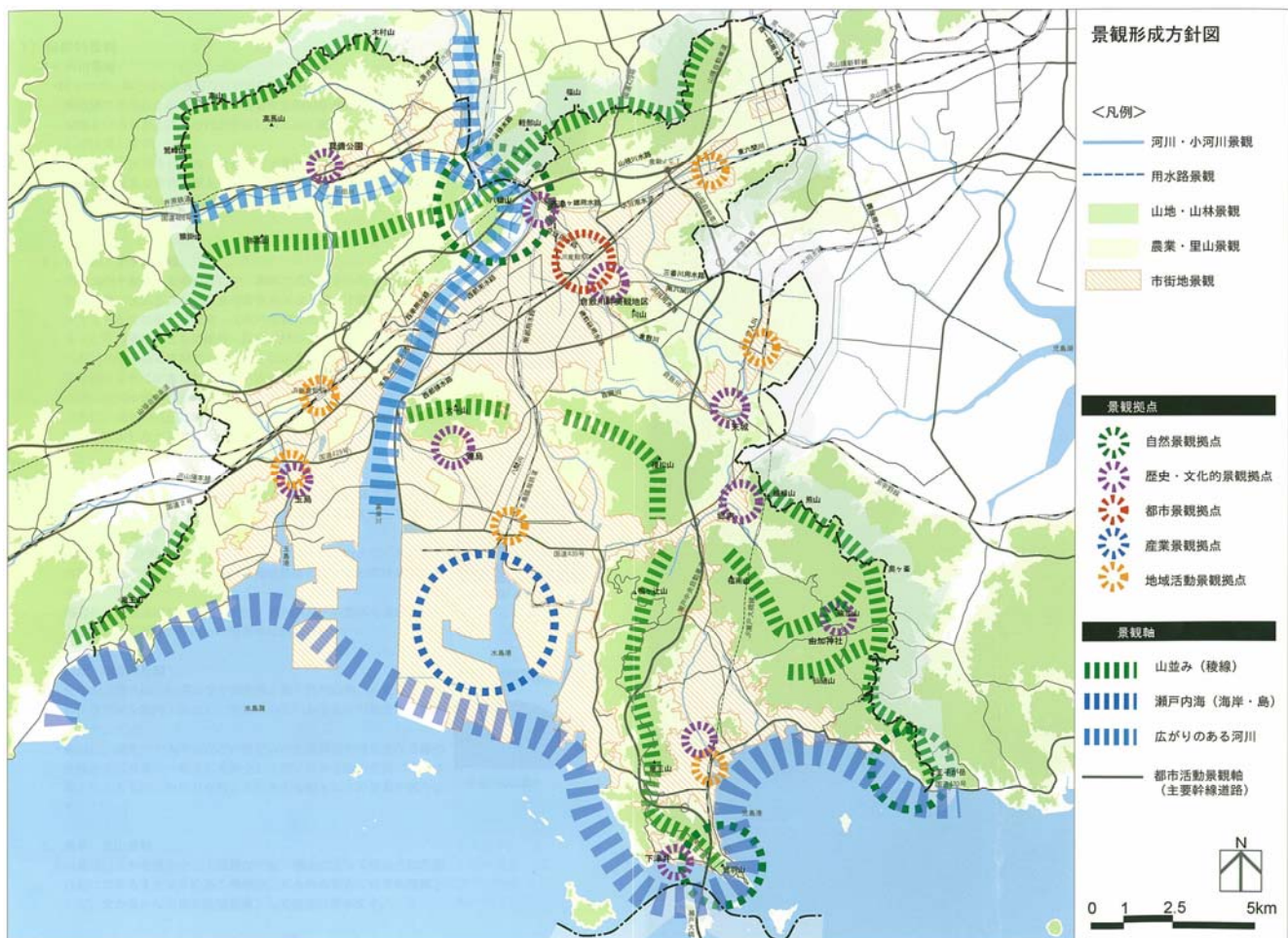
3) 倉敷市景観計画

◆倉敷市の景観づくりの基本理念

瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくり

◆基本目標

- 1 豊かな自然環境のなかに歴史的資産が活きる都市景観づくり
- 2 地域の成り立ちを大切にした風格のある都市景観づくり
- 3 多彩な景観資源や個性を尊重した魅力ある都市景観づくり
- 4 暮らしのなかのいきいきとした都市景観づくり
- 5 人と人とのつながりによって育まれる都市景観づくり



4) 倉敷市第二次環境基本計画

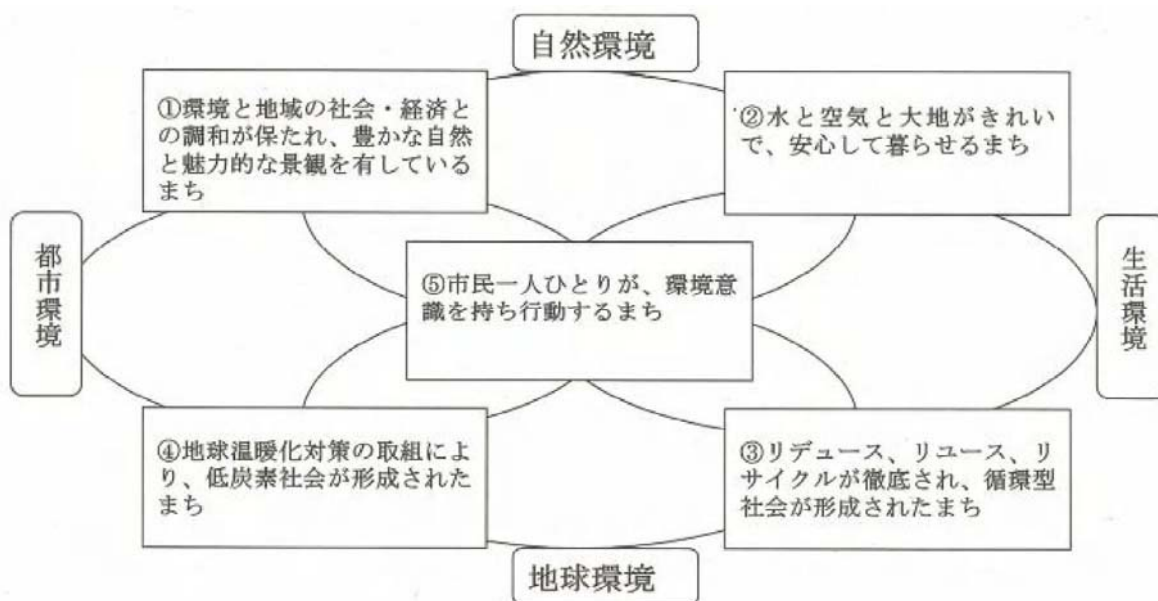
◆計画期間

平成 23 年度～平成 32 年度（10 年間）

◆望ましい環境像

自然と人とが共生し 未来につなぐ 健全で恵み豊かな環境

◆基本目標



◆5つの基本目標、分野別目標（関連の深いもの）

- 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち
 - ・多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進します
 - ・まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します
 - ・瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します
 - ・環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します
- 水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち
 - ・良好な水環境の保全に努めます
 - ・クリーンな大気環境の保全に努めます
- リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち
- 地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち
 - ・温室効果ガス削減の取組を推進します
- 市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち
 - ・環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします
 - ・次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます

5) 倉敷市生物多様性地域戦略

倉敷市生物多様性地域戦略について

(サブタイトル) ～倉敷の豊かな自然と瀬戸内の恵みを未来へつなぐために～

倉敷市生物多様性地域戦略 概要

【位置づけ】 生物多様性基本法における生物多様性地域戦略及び倉敷市第二次環境基本計画の生物多様性保全に係る部分をになう。

【対象地域】 倉敷市全域、必要に応じ、国や県、高梁川流域やその他周辺自治体と連携

《目指すべき将来像》

恵み豊かな瀬戸内の自然を未来に向けてみんなの手で引き継いでいるまち倉敷

【基本目標】・・・目指すべき将来像を実現するための4つの基本目標

1. 倉敷の生態系の状況と生き物と暮らしとのつながりを把握する。
2. 身近な自然とそのつながり及び希少野生生物の生息・生育環境を保全、回復、再生する。
3. 生物多様性の恩恵を持続的に受けられるように自然資源を利用する。
4. 生物多様性の保全と持続的な利用に向けて、行動できる人づくり、地域づくりを行う。

【目標期間】・・・環境基本計画、国家戦略、県地域戦略と整合

短期目標年次:2020年 生物多様性の普及啓発の推進 + 生物多様性の持続的利用の基盤づくり

長期目標年次:2050年 ライフスタイルやまちづくりの考え方の変革と継続的な取り組みを目指す期間

【短期目標】

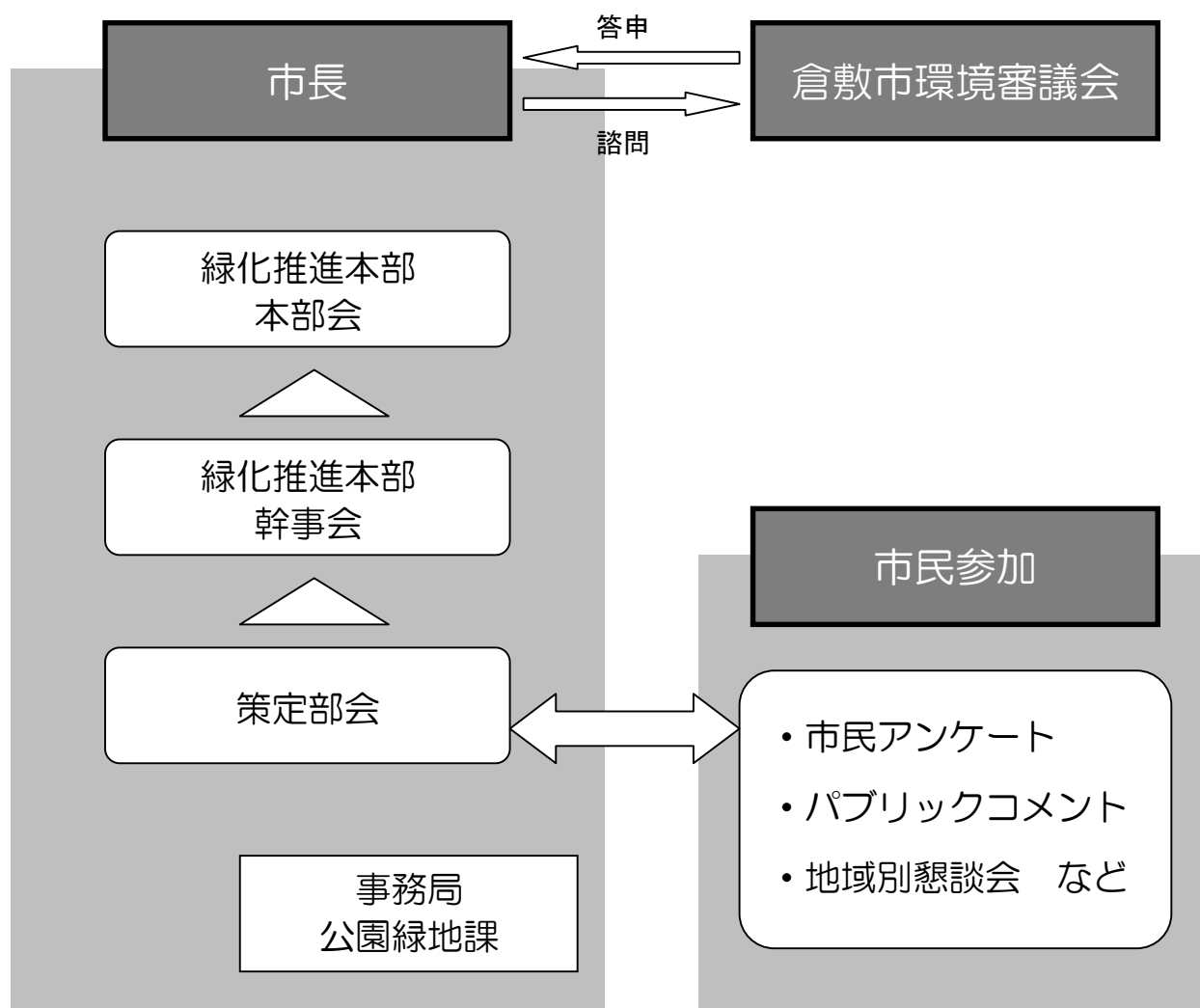
- 生物多様性の損失を食い止め、持続的利用ができるようになっており、より豊かにする取り組みを始めている。
- 生物多様性保全に係る総合的・計画的な施策体系が確立されている。
- 市域の生態系を構成する森・山、河川・水辺、海域・海辺・海岸などの自然生態系、里地・里山、農用地、ため池などの人と自然のふれあいに係る生態系、および市街地の都市公園・緑地等の生態系が保持されるようになっている。
- 地域の希少な生物種・生態系が保全され、その生息・存続を確かにする状態となっている。
- 生物多様性に係る調査・研究により、必要な情報が整備されて広く共有されるとともに、生物多様性に係る地域評価手法を確立している。
- 生物多様性保全に係る望ましい環境像と社会の関係に関する自身の考え方、すなわち「環境観」が、現状よりも多くの市民に理解される地域となっている。

【長期目標】

- 地域の生物多様性が現状よりも豊かになっている。
- すべての主体が参加・行動し、地域の生物多様性の保全が確保・推進されている。
- 生物多様性保全に係る望ましい環境像と社会の関係に関する環境観が市民に広く共有されている。

■計画の策定体制

1) 計画の策定体制



◇諮問書（市長→倉敷市環境審議会）

公 緑 第 1 5 8 号

倉敷市環境審議会

会 長 沖 陽 子 様

次期倉敷市緑の基本計画の策定について（諮問）

このことについて、倉敷市自然環境保全条例（昭和49年倉敷市条例第29号）第8条第1項の規定に基づき、審議会の意見を問います。

平成27年 7月 9日

倉敷市長 伊 東 香 織



◇答申書（倉敷市環境審議会→市長）

平成28年3月18日

倉敷市長 伊東香織様

倉敷市環境審議会
会長 沖陽子



次期倉敷市緑の基本計画の策定について（答申）

平成27年7月9日付け公緑第158号で諮問された、次期倉敷市緑の基本計画の策定について、倉敷市から提示のあった計画案について審議した結果、概ね妥当であると判断し、同案をもって審議会の答申とします。

なお、今後の計画の推進にあたっては、次の付帯事項に留意して具体的な事業の展開をするよう要請します。

記

- 1 この計画の実現のためには、市民・企業との協働が不可欠と考える。市民が主体となる緑のまちづくりの必要性や緑に関しての意識の醸成に努め、その活動が持続的に展開できる仕組みづくりを早急に検討すること。また、緑の施策においては、市民の声を聴き、市民目線に立った事業を展開すること。
- 2 この計画は、内容が広範多岐にわたるため、計画の実現にあたっては関係部局相互の連絡調整を十分に行い、事業を積極的に展開すること。

2) 倉敷市環境審議会

◇倉敷市環境審議会条例

平成 11 年 3 月 26 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、倉敷市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境の保全に関する基本的事項
- (2) 大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動その他の公害を防止するための具体的な対策に関する重要な事項
- (3) 自然環境の保全及び回復に関する重要な事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境の保全上必要と認める事項

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議の事案に関係する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員の中から会長が指名する。

3 部会長及び副部会長並びに部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

4 部会長は、部会の調査又は審議の経過及び結果を会長に報告する。

5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

◇「倉敷市環境審議会」名簿

倉敷市環境審議会委員名簿

任期（平成25年6月1日～平成27年5月31日）

氏名	所属団体等
青江洋	倉敷水辺の環境を考える会
天本隆士	倉敷市立自然史博物館長
大鳥茂	倉敷地区労働者福祉協議会副議長
大森祐宏	岡山県備中県民局環境課長
沖陽子	岡山大学教授
小田淳子	吉備国際大学教授
片山トヨ子	倉敷市婦人協議会
北島克彦	倉敷市議会議員
小林秀司	岡山理科大学准教授
田口豊郁	川崎医療福祉大学教授
竹内照	倉敷商工会議所女性会
時信陽子	公募委員
野島淑子	倉敷市立自然史博物館友の会
廣田厚子	倉敷の自然をまもる会
本郷美紀子	倉敷市環境衛生協議会理事
宮田幸和	公募委員
宮野善盛	倉敷芸術科学大学教授
八島一也	三菱瓦斯化学(株)水島工場
山本早苗	公募委員

(五十音順敬称略) 19名

任期（平成26年6月1日～平成29年5月31日）

氏名	所属団体等
浅野達也	公募委員
天本隆士	倉敷市立自然史博物館長
池田満之	岡山ユネスコ協会副会長
大鳥茂	倉敷地区労働者福祉協議会副議長
大森祐宏	岡山県備中県民局環境課長
小川志津子	環境衛生協議会常任理事
沖陽子	岡山大学教授
片岡博行	医療法人創和会 重井薬用植物園園長
加藤浩二	旭化成ケミカルズ株式会社 水島製造所
北島克彦	市議会議員
小林秀司	岡山理科大学准教授
田口豊郁	川崎医療福祉大学教授
竹内照	倉敷商工会議所女性会
野島淑子	倉敷市立自然史博物館友の会
平本美和子	倉敷の自然をまもる会
藤原淑子	児島婦人会副会長
三宅隆	公募委員
宮野善盛	倉敷芸術科学大学教授
横田直和	公募委員

(五十音順敬称略) 19名

3) 庁内策定組織

緑化推進本部員		緑化推進本部幹事	策定部会
局長	部長	課長	係長級以上
	市長公室	くらしき情報発信課	くらしき情報発信課
企画財政局	企画財政部	企画経営室	
	〃	財産活用課	
	市民協働推進部	市民活動推進課	
総務局	総務部	総務課	総務課
市民局			
環境リサイクル局	環境政策部	環境政策課	環境政策課
	〃		環境学習センター
	リサイクル推進部	環境施設課	環境施設課
	下水道部	下水計画課	下水計画課
	〃		下水施設課
保健福祉局		保健福祉推進課	保健福祉推進課
	子ども未来部		保育・幼稚園課
文化産業局	文化観光部	観光課	観光課
	商工労働部	商工課	商工課
	農林水産部	農林水産課	農林水産課
	〃		耕地水路課
建設局		事業推進課	
	都市計画部	都市計画課	都市計画課
	〃		市街地開発課
	〃		開発指導課
	まちづくり部	新市・まちづくり推進課	新市・まちづくり推進課
	〃		倉敷駅周辺開発事務所
	土木部	公園緑地課	公園緑地課
	〃	街路課	街路課
	〃	土木課	土木課
	建築部	住宅課	住宅課
消防局		予防課	予防課
水道局		水道建設課	水道建設課
教育委員会		教育施設課	教育施設課
	学校教育部	指導課	指導課
	生涯学習部	生涯学習課	生涯学習課
	〃		文化財保護課
	〃		自然史博物館
	〃		市民学習センター

※緑化推進本部長は、本部長は、建設局担当副市長、副本部長は、技監及び建設局長。

※緑化推進本部幹事会は、主宰は、土木部部长。

※策定部会は、会長は、公園緑地課長、副会長は、環境政策課長。

■用語の解説

あ行

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

オープンスペース

公園・広場、道路、河川、農地・樹林地などの建物によって覆われていない土地の総称のこと。

か行

街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

開発事業(行為)

建築物の建築、土石の採掘、開墾等の目的で行われる、土地の区画形質を変更する事業(行為)をいう。

緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所、1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

景観計画

景観法第8条第1項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」のことであり、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項などを定めることができる。

県立自然公園

国立、国定公園以外のすぐれた自然の風景地で、知事が指定するもの。

耕作放棄地

過去1年間以上作付けせず、しかも、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。

国勢調査

わが国に住んでいる全ての人を対象に、人口・世帯、就業構造の実態、住宅の実態等を把握するため、5年ごとに総務省統計局が実施している全

数調査。

国立公園

日本を代表するすぐれた自然の風景地を保護するために開発等の人為を制限するとともに、風景の観賞などの自然と親しむ利用がしやすいように、環境大臣が自然公園法に基づいて指定するもの。

コミュニティーガーデン

市民が主体となり創り出す地域の「庭」のこと。公共空間や未利用地などが利用される。

さ行

里山

環境省では、奥山と都市の間にある集落や雑木林、田畑、草原など人間活動によって維持されている「二次的」な自然と定義している。人里に近く、人間の日常生活に関わりの深い山や田畑などの自然。

市街化区域

1968年(昭和43年)の新都市計画法で設けられた制度で、既に市街化を形成している区域、およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

区域区分により都市計画区域に設定された、市街化を抑制すべき区域。

自然海浜保全地区

自然海浜の保全及び適正な利用を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された「岡山県自然海浜保全条例」に基づき指定された区域。

自然環境保全地域

自然環境保全法に基づき、自然環境の保全に努める地域として指定した、すぐれた自然環境を維持している地域。なお、県条例(岡山県自然環境保全条例)により指定された地域を「県自然環境保全地域」という。

自然環境保全法

国民の健康で文化的な生活を確保するために、自然環境の適正な保全を総合的に推進することを目的に制定された法律。

自然公園

自然公園法に基づく国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。土地所有に関わりなく区域を定めて指定する地域性公園であり、優れた自然の風景地を保護するとともに、その風景地を保健、休養、教化の場として利用することを目的に指定される。

自然公園法

優れた自然の風景地の保護と利用を目的とし、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の指定、保全、管理について定めた法律。

市民農園

レクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるように農地を一定期間、有償又は無償で貸し付ける農園のこと。

市民緑地

土地所有者等の申し出により、当該土地等の所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。

住区基幹公園

徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園分類であり、街区公園・近隣公園・地区公園などがある。

循環型社会

製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

人口集中地区(DID)

日本の国勢調査において設定される統計上の地区を意味する。市区町村の区域内で、人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口5,000人以上となる地区。

親水空間

河川、海岸、池、湖沼など水辺において、住民が水にふれ、接するなど水に親しむことのできる水辺空間のこと。

水源かん養

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される機能。

生物多様性

生物の多様性に関する条約では「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。「個体の多様性」「種の多様性」「生態系の多様性」など。

総合計画

倉敷市の最上位計画。将来像の実現に向けたま

ちづくりの原則や基本政策を示している。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

た行**体験農園**

農家が主体となり、利用者が収穫物の買い取りと講習の料金を払い、提供された種や道具を使って農作業する農園。いわゆる市民農園とは異なる。

地域森林計画対象民有林

都道府県が定める「地域森林計画」において、森林として使用することが適当とされている民有林。

地球温暖化

温室効果ガス等により、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。海水面上昇や生態系の変化といった、気温上昇にともなう二次的な諸問題まで含めて「地球温暖化問題」と言うこともある。

地区計画

地区の特性に応じて、公園・街路など地区施設の配置、建築物の用途・敷地・形態等の制限などの計画を定め、市街地の良好な街区を整備・保全するために市町村が都市計画法に基づいて定める計画。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。

低炭素社会

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの1つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない社会のこと。

天然記念物

文化財保護法の第2条によって定められている動物、植物、地質鉱物、又は地域のこと。また、地方公共団体の条例によって指定されたものも含む。

特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。

都市環境負荷

都市活動によって環境に与えるマイナスの影

響。

都市基幹公園

都市基幹公園は、1つの市町村内に居住している人々の利用を目的とした都市公園分類であり、総合公園・運動公園がある。

都市計画区域

一体の都市として総合的に整備、開発、及び保全する必要がある区域として、都市計画法に基づき都道府県が指定する区域。法定の都市計画が対象とする地理的範囲を定めたものであり、都市計画区域マスタープランが定められる他、区域内において区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業等が定められる。

都市計画法

1968年（昭和43年）に制定されたわが国における都市計画の根拠法。都市の健全な発展と秩序ある整備を法の目的として、都市計画区域、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業など都市計画の内容とともに、決定権限と手続き、開発許可、都市計画制限、都市計画事業などに関する事項を規定。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。将来像を実現するため、必要な土地や都市施設等の施策を明らかにするもの。

都市公園

都市公園法に基づき管理される公園緑地。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。

都市微気候

地表より100メートルくらいまで（2メートル以下のこともある）の狭い範囲の気候。地表面の状態や植物群落などの影響を受け、細かい気象の差が生じる。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）

都市緑地法

良好な都市環境の形成を図るため、都市の緑地の保全と緑化の推進に関して総合的に規定した法律。緑の基本計画に関する規定をはじめ、緑地

の保全を図るための制度、民間の土地を市民に開放する市民緑地制度など、各種制度を総合的に規定した法律となっている。2004年（平成16年）に都市緑地保全法が改正され、市街地における建築物等の緑化を推進する緑化地域制度等の緑化に関する施策を充実し、名称を都市緑地法に改められた。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、土地の区画形質の変更を行い、道路、公園、下水道等の公共施設の新設又は改良と換地処分により土地の権利関係を新たに確定する事業

な行

は行

ヒートアイランド現象

周辺部に比べて都市部の気温が高く、等温線を描くと島状になる現象。

風致公園

特殊公園のうち、主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする都市公園であり、樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定し、配置された公園。

風致地区

都市計画法において規定された制度で、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域、いわゆる良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し、環境保全を図るために、建築等の規制が適切に行うことができるよう相当規模の一団の土地の区域を対象として定めるもの。

文化財保護法

文化財を保存・活用し、国民の文化的向上を目的として制定された法律。

保安林

水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供などを目的として、「森林法」に基づき指定された森林のこと。立木の伐採や開発などが制限される。

ポケットパーク

都市の中に憩い、休憩の用途に供する小さな空間で、民間の土地を提供したり、公立の公園にならない公有地又は民間の土地を借用してつくったものをいう。

ま行

緑の基本計画

都市緑地法に基づき市町村が定める「緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画書」のことで、市町村の緑に関わる総合的な施策をまとめたもの。

緑の政策大綱

緑の保全、創出、活用にかかる諸施策の基本方向と基本目標を明確にし、施策の総合的展開を図ることを目的として1994年（平成6年）7月に制定された。

や行

遊休地

施設や設備などが利用されず放置された土地のこと。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別などに関わらず、全ての人にとって利用しやすい都市や生活環境をデザインするという考え方。

ら行

稜線

その山域のピークとなる尾根を結ぶ線。

緑地協定

地域の緑地の保全や緑化に関して土地所有者の合意により締結する協定。

緑地保全地域

2004年（平成16年）に一部改正された都市緑地法で新たに創設された制度で、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。

緑化地域

都市緑地法により規定された制度で、一定規模以上の敷地において建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度で、都市計画法における地域地区として市町村が計画決定を行う。

歴史公園

文化遺産・史跡の保護維持と歴史継承を目的として設置される公園。

レッドリスト、レッドデータブック

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことであり、それらの生息・生育状況等を取りまとめたものをレッドデータブックという。環境省が発行している。さらに、全国的には絶滅のおそれがないものでも、ある地域では絶滅の危険があるなど、野生動植物の生息・

生育状況はその地域によって違うため、各都道府県がレッドデータブックを作成している。

わ行

ワークショップ

住民、専門家及び行政などが平等な立場で意見を出し、作業をしながら、テーマについて考え、合意形成に導く手法。

